

# 主権者教育の推進に関する有識者会議

## とりまとめ

平成29年3月



## 目次

はじめに	1
<b>第1 主権者教育の取組と第24回参議院議員通常選挙</b>	
1. 選挙権年齢の引下げを踏まえた主権者教育と初の国政選挙	3
2. 主権者教育の取組と課題	4
(1) 学校における主権者教育の取組と課題	5
(2) 18歳と19歳の投票率差	6
(3) 選挙管理委員会における主権者教育の取組と課題	7
(4) 学校と外部との連携協力による主権者教育の取組と課題	8
<b>第2 主権者教育の考えられる方向性</b>	
1. 継続的に投票参加する主権者の育成	9
2. 発達段階に応じた取組の方向性	10
(1) 高校入学以前の子供段階における取組	10
(2) 高校生段階における取組	12
(3) 高校卒業後の有権者に対する取組	13
3. 計画的・組織横断的な取組の方向性	14
4. 国及び地方公共団体による取組の方向性	16
おわりに	18
<b>(参考) 取組の方向性に関する具体的事例</b>	22
<b>(参考) 資料</b>	28

## はじめに

○ 選挙は、民主政治の基盤をなすものであり、その健全な発達を期するためには公明かつ適正な選挙が不可欠であって、国民一人一人にとって、政治に参加する重要な機会である。そのため、従前より、総務省及び選挙管理委員会において、国民が積極的に投票参加されるよう、政治や選挙に関する国民の意識の醸成、向上を図る取組が行われてきた。

○ 平成27年6月には、昭和20年に満25歳以上から満20歳以上に引き下げられて以来、70年ぶりに選挙権年齢が引き下げられる歴史的改正があり、このことを契機に、新たに有権者となる18歳・19歳に対する主権者教育の必要性が急速に高まった。

主権者教育の実施にあたっては、平成23年に総務省において設置された「常時啓発事業のあり方等研究会」の提言も十分考慮しながら、学校や選挙関係者をはじめ、マスコミ関係、NPO法人、啓発団体等により、政治や選挙等に関する教育が積極的に行われたところであり、平成28年7月に実施された満18歳以上となって初の第24回参議院議員通常選挙においては、関係者による取組と10代有権者の意識の高さが結実し、一定の評価ができる結果となった。

しかしながら、主権者教育の本格的な取組は緒についたばかりであり、一過性となることは論外である。

○ 世界に目を向けてみても、政治的状況が多様な展開を見せているが、現在日本は、国の内外に関わる諸問題について、様々な決定をしなければならない時期に来ており、若者だけではなく、子供から高齢者までのあらゆる世代の国民には、日本を支える主権者として、情報を収集し、的確に読み解き、考察し、判断を下せる政治的リテラシー（政治的判断能力）を醸成することが重要であり、様々な機会を通じた不断の取組が必要となる。

- 以上のような状況の中、今後の主権者教育の推進に資するよう、参議院議員通常選挙の結果を踏まえ、主権者教育の取組の現状と課題等について整理することを目的として、有識者会議を開催し、年度内を目処に検討を行ってきた。このたび、今後の方向性もあわせ、とりまとめを行ったので、ここに報告を行うものである。

## 第1 主権者教育の取組と第24回参議院議員通常選挙

### 1. 選挙権年齢の引下げを踏まえた主権者教育と初の国政選挙

- 主権者教育については、平成23年に総務省に設置された「常時啓発事業のあり方等研究会」において新たな啓発事業の検討が行われ、同年12月の最終報告書により、『主権者教育』が提言された<sup>1</sup>。同報告書においては、「国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え、自ら判断し、行動していく主権者を育成していくこと」を主権者教育と捉え、この提言を踏まえ、総務省及び選挙管理委員会により、学校等における出前授業の推進等の取組が行われてきた。

平成27年の公職選挙法（以下「公選法」という。）改正により、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられたことに伴い、若年層に対する主権者教育の必要性が一気に高まり、とりわけ、平成28年に行われた第24回参議院議員通常選挙（以下「参院選」という。）に向けて、初の10代有権者への対応として、高等学校等（以下「高校」という。）における教育が急務とされた。

- そのため、総務省及び文部科学省では共同して副教材「私たちの拓く日本の未来」を作成し、すべての高校生に配布し、ほぼすべての高校において主権者教育が行われ<sup>2</sup>、各選挙管理委員会においても、従来と比較して数多くの出前授業が実施されるなど<sup>3</sup>、積極的な取組がなされた。

また、「18歳選挙権」として社会的な注目を浴び、マスコミ関係やNPO法人、啓発団体、大学生等による出前授業や各種イベントの開催等、各

---

<sup>1</sup> 平成21年には、「教育再生懇談会主権者教育ワーキンググループ（主査：篠原文也）」において、これからの我が国を担う若者に、主権者としての資質を養うよう取り組んでいく主権者教育の必要があるとの認識の下、議論が行われた。

<sup>2</sup> 主権者教育を平成27年度に実施した又は平成28年度に実施予定としている高校は、ともに9割以上となっている。（「主権者教育（政治的教養の教育）の実施状況調査」（平成28年6月13日公表 文部科学省）。以下、「文部科学省調査」という。）

<sup>3</sup> 平成27年度に高校で実施された出前授業は、平成25年度に比べ、実施校数で約30倍、受講生数で約50倍と飛躍的に増加した。（「主権者教育等に関する調査」（平成28年12月27日公表 総務省））

方面による取組も多く見られ、高校や選挙管理委員会の取組とあわせ、新たな有権者の政治意識の醸成が図られたものとする。

- これらの取組により、平成28年7月に実施された参院選では、全体の投票率が54.70%であった中、注目を集めた18歳と19歳の投票率は、18歳が51.28%、19歳が42.30%となり、全体の投票率を下回ったものの、20歳代の投票率（35.60%）を上回る結果となった。

今回の18歳・19歳の投票率については、期待より低い結果であったと指摘する声もあるものの、特に高校3年生相当の投票率は、全体の投票率と比べても、非常に高い結果となるなど<sup>4</sup>、関係者による主権者教育等の努力が功を奏し、社会全体で気運が高められた結果として評価できるものであり、18歳・19歳の今後の投票参加にも期待が持てるものとなっている。

- しかしながら、今回投票した18歳・19歳の中には、18歳選挙権となって初の記念的な国政選挙として参加した有権者も多く存在していると考えられる<sup>5</sup>。また、今回の主権者教育の取組では、選挙制度の知識学習に多くの時間をとられ、政治について考えることが十分できなかったことや、年齢によって投票率に差が生じていること、選挙管理委員会が出前授業を実施する上での課題等、解決すべき点も明らかとなったところであり、更なる充実を図っていく必要がある。

## 2. 主権者教育の取組と課題

- 初の18歳選挙権となった参院選に向けて、各関係者において様々な主権者教育の取組が行われてきたが、これらを通じて明らかとなった状況等について、以下、事項ごとにその取組と課題を整理する。

<sup>4</sup> 18歳のうち高校3年生相当の投票率（一部地方公共団体の調査より）については、60%台から80%台と、地域により差はあるものの、総じて18歳全体の投票率はもとより、全体の投票率よりも高い結果となった。

<sup>5</sup> 投票の動機を「選挙権年齢引き下げ後に初めて行われた国政選挙だったから」とした者は、18歳で44.6%、19歳で38.6%となっている。（「18歳選挙権に関する意識調査」（平成28年12月27日公表 総務省）。以下、「意識調査」という。）

## (1) 学校における主権者教育の取組と課題

- 学校における政治に関する教育は、教育基本法により政治的中立性を要請していることから、従来、政治的題材を扱うこと自体が避けられてきた傾向にある。

このたび、参院選において初めて高校生が投票に参加することから、全国の高校により、高校生に対する教育が重点的に行われたが、その内容は、政治や選挙の知識学習や、投票を体験する取組に重点が置かれ、生徒が主体的に考え、十分に議論し、意思決定を促す取組は必ずしも多くない<sup>6</sup>。

この点については、間近に迫る選挙を見据えた短期間での取組であり、早急に選挙の知識や関心を高める取組が求められたこと、特別活動や公民科目を担当する授業で行われることが多く、教員の考える時間や教える時間が十分に確保できなかったこと、多くの教員にとって初めての取組であったことなど、様々な要因が考えられる。

また、学校教育において現実の政治的事象を扱う際に、公選法上の選挙運動規制との関係や政治的中立性の観点から、18歳未満の政策討論や、教員による判断材料の提供方法等について、留意する事項が多く、授業でどの程度扱えばよいのかなどの疑義を抱くとの声もあり、授業で扱いにくいと指摘する声もある。

なお、個別事情に応じた指導方法の開発に時間を要するなどの理由から、平成27年度に主権者教育を行っていない高校に特別支援学校が多く含まれていたことから<sup>7</sup>、このような点への対応も必要と考えられる。

- 一方、多くの18歳・19歳が通う大学等では、高校とは異なり、統一的な教育が行われる教育形態とはなっておらず、すべての学生に共通して呼びかける機会は、新入生ガイダンス等に限られている。政治や選挙に関し

<sup>6</sup> 高校での主権者教育の具体的な内容は、「公職選挙法や選挙の具体的な仕組み」が約8割、「模擬選挙等の実践的な学習活動」が約3~4割、「現実の政治的事象についての話し合い活動」が約2~3割となっている。(文部科学省調査)

<sup>7</sup> 平成27年度に主権者教育を実施していない学校のうち約7割は特別支援学校であり、その理由は、個々に応じた指導方法の開発に時間を要したなどとなっている。(文部科学省調査)



ては、政治学等の授業で個別に教育が行われるものの、当該科目を履修しない学生に対しても、如何に幅広く主権者教育を行い得るかが課題となる。

- なお、小・中学校においては、社会科の授業で政治や選挙制度の仕組みを学習するほか、学校によっては、児童会・生徒会の選挙等を実施しており、また、選挙管理委員会による出前授業や選挙教材の提供等の取組が行われている。

## **(2) 18歳と19歳の投票率差**

- 今回の参院選では、18歳の投票率に比べ、19歳の投票率は約9ポイント低い結果となっており、このような差が生じた要因がいくつか考えられる。
- 一つには、19歳の多くが、大学等の学生や社会人であり、直接的に主権者教育を受けることや、投票への呼びかけを受ける環境になかったことである。これは、18歳の中でも、高校3年生相当と18歳全体での投票率に差があることにも共通するところであるが、高校在学中には、クラス、又は学年、学校単位で教育や呼びかけを受ける機会が多々あるものの、高校卒業後は、大学や企業等の場で統一的に教育を受ける機会は少なく、高校生と比べ、直接的に働きかけられる機会がないことが考えられる。  
また、各メディアにおいても、「18歳選挙権」として大々的に取り上げられたものの、とりわけ18歳の高校生の動向に注目が集中したことから、19歳は自分事として捉えられなかったとも考えられる。
- もう一つには、現在住んでいる住所地で投票できない環境であったことが挙げられる。親と一緒に住んでいない者のうち、大学生等の若者の多くが、住所を移しているにも関わらず、住民票の異動手続きを行っていない

実態がある<sup>8</sup>。これは、投票意欲に関連する点でもあるが、他の市区町村に転出した若者の多くに、生まれ育った地元への愛着や帰属意識があり、現在住んでいるところで水道やゴミ処分等の行政サービスを受けているとの意識が低いなど、地方公共団体との関わり合いが薄い傾向にあることが関係しているものと考えられる。この点について、地域住民としての自覚を持ち、社会参加意識を如何にして促していけるかが今後の課題となる<sup>9</sup>。

さらに、住民票を移して3ヶ月未満の国政選挙においては、不在者投票制度を活用して旧住所地での投票が可能であるが、制度の認知度不足及び手続きが煩雑であると指摘する声もある。

### (3) 選挙管理委員会における主権者教育の取組と課題

- 全国の選挙管理委員会において、学校に出向いて授業を行う出前授業が数多く行われており、その内容は、選挙の意義や選挙制度等の講義を行うもの、講義と模擬選挙をあわせて行うものなど、各学校の環境や生徒、所要時間等の状況に応じて取組がなされている。

出前授業の中でも、模擬選挙は、実際の投票前に模擬的に投票を体験することにより、投票所での投票に対する抵抗感を低くする取組であり、特に、実際の選挙機材を用いた外部の者からの説明も含む模擬選挙は、生徒も興味を持ちやすい有効な取組である。

これらの出前授業は、主権者教育の重要性が増したことにより、学校からの要望も急増している状況であるが、選挙管理委員会の人員不足により体制が整わず、すべての要望に対応できない事態が生じている。特に、小規模地方公共団体においては、専任の職員を設けていない団体もある。さらに、選挙時期は、選挙について学ぶには効果的な時期であるものの、選挙執行の準備対応に多くの人員を割かれるため、対応が困難となっている

---

<sup>8</sup> 親と一緒に住んでいない者のうち、約6割が住民票を移していないと回答しており、投票に行かなかった理由の最も多い回答は「今住んでいる市区町村で投票することができなかったから」となっている。(意識調査)

<sup>9</sup> 住民票を移していない理由の多くは、「いずれ実家に戻るつもりだから (29.0%)」「成人式に参加できなくなるなど不都合が生じると思って (17.6%)」「親が移さなくていいと言っているから (15.2%)」となっている。(意識調査)

状況であり、今後更なる取組の推進を図るためには、これらへの対応が課題となる。

#### **(4) 学校と外部との連携協力による主権者教育の取組と課題**

- 18歳選挙権を契機に、学校教育における主権者教育の取組が活発となり、選挙管理委員会をはじめ、マスコミ関係や明るい選挙推進協議会、NPO法人等の民間団体と連携した取組も多く行われた。これら学校外部の団体との連携は、専門的知見を有する者から学べる効果的な取組であり、生徒の関心を高めることができる有効な取組である。

また、一部の地方公共団体では、子供議会として、模擬的に議会を体験する取組が行われているほか<sup>10</sup>、地方議員が学校を訪問して生徒と対話する取組が行われるなど、多様な連携の下で、様々な取組がなされている。

- しかしながら、学校側が外部の専門家を招きたいと計画しても、どのような人がいて、どのようなことを行い得るか、これらの情報が把握されておらず、十分整理されていない状況にある。また、身近な問題について、主体的に考え、判断するに際し、地方公共団体に問い合わせる場合に、担当や部署によっては、十分に対応してもらえないことがある。

さらに、学校に議員を招く取組は、政治的中立性の観点から複数の会派の議員を招くことが求められるなど、学校側が主導して行うことは難しい状況となっており、このような取組には多くの課題が残されている。

---

<sup>10</sup> 平成 27 年度時点において、子供議会等の取組が、328 団体の市町村で実施されている。(市議会議長会、町村議会議長会調べより)

## 第2 主権者教育の考えられる方向性

### 1. 継続的に投票参加する主権者の育成

- 主権者教育として求められる教育は、社会の出来事を自ら考え、判断し、主体的に行動する主権者を育てることにある。

このような主権者の育成は、小さい頃から意識を醸成していくことが肝要である。今回、参院選への対応として重点的に行われた高校教育だけではなく、より以前の「子供の段階から」の積み重ねにより、習慣付けていくことが最も重要なことであり、子供から大人に至るまで、学び続ける主権者を育成することが必要である。

- その内容も、知識学習や体験学習にとどまらず、「自ら考え、判断する学習」の取組を進めていくべきである。今回、数多くの学校で実施された模擬選挙は、投票を身近に感じ、実際の選挙機材や外部の専門家を活用することで、生徒の関心も高まる有意義な体験学習として評価できるものであるが、ともすれば一度限りの体験に終わってしまうことになりかねず、あわせてディベートや話し合い活動を事前・事後学習として行うことにより、考える力、判断する力を醸成する効果的な取組となる。

- さらに、考える力を醸成しても、世の中の事象に関心を持てる力を養わなければ、社会参加、政治参加も進まない。

この点、最も身近な社会といえる地域の問題に取り組むことにより、自分なりに捉えて、その解決策を考え、実際に行動していくことで、社会との関わりを実感し、関心を高めていくことができるようになると考えられる。

- このように、これからは、子供から大人まで、あらゆる年代に対して継続した主権者教育の機会を提供すべきであり、自身の生活や地域等の身近な問題から、最終的には社会全体の問題に至るまで、年代や環境に応じた

題材を扱い、考える力、判断する力、行動していく力を醸成する多様な取組が求められる。

- なお、学習指導要領の改訂等について昨年12月にとりまとめられた中央教育審議会の答申では、主権者として必要な資質・能力を整理するとともに、すべての高校生が履修する科目として新たに「公共」を設けることとされている。この中では主権者教育で育成を目指す資質・能力を、「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「学びに向かう態度・人間性」の3つの柱で整理し、小・中学校段階からの体系的な主権者教育を充実し、高校における「公共」において、自立した主体として、他者と協働しつつ国家・社会の形成に参画し、持続可能な社会づくりに向けて必要な力を育むことが示されており、取り組むべき方向性は概ね共通しているものと考えられる。

## 2. 発達段階に応じた取組の方向性

- 今後の主権者教育は、「子供の段階から」「自ら考え、判断する学習」が重要となるものであり、そのためには、各年代に応じて「身近な問題から社会問題まで」を題材に、学校、選挙管理委員会、家庭や地域等の様々な主体で取り組むことが不可欠となる。

### (1) 高校入学以前の子供段階における取組

- 高校入学以前の取組の中でも、とりわけ小学生、又はその前の子供段階では、他の世代に比べ、親からの影響を受ける度合いが大きく、家庭が担う役割は非常に大きいものがある。しかしながら、子供の模範となるべき親世代の投票率は、近年低投票率で推移しており、子供の意識付けとあわせ、親世代の意識向上も重要である。

そのためには、親子共に学べる機会を提供することが有効な取組といえ、地域での親子向けイベントや、小学校の授業参観にあわせた出前授業の実施等は、家庭での話し合いにもつながる効果的な取組といえる。

平成28年の公選法改正により拡大された投票所への子供の入場について、親子一緒に投票所に行くことは将来の投票参加に効果的であり<sup>11</sup>、ほかでは得られない貴重な学習の機会となることから、家族揃っての投票を働きかけていくことも有効な取組といえよう。

さらに、子供の頃の体験は、将来の有権者にとって大きな意味を持ち、学校によっては、実際に提供する給食やデザート等を投票により決定する取組を行っており、自ら考えて投じた一票が、実現されていくことを身近に感じる有効な取組と考えられる。

- 小学生高学年や中学生ともなれば、家庭を離れ視点が広がる年代でもあることから、地域課題に取り組むことも有効であると考えられる。このことは、行政サービスを提供する地方公共団体の役割と自らの関係を認識し、地域の一員としての自覚も生まれ、住んでいる地域の代表を選ぶ重要性を理解することにつながる取り組みとなる。また、この点については、児童・生徒のみに限らず、保護者にも十分に理解されなければならない事柄であり、家庭、地域を巻き込んだ取組とすることで、親子共々、意識が醸成されていくものとする。

なお、地方公共団体においても、子供も地域の一員であることを意識しつつ、地域課題の解決に取り組むことが有効であるとする。

- 学校教育には、各教科の授業のほか、児童会・生徒会活動や学級活動等の意識を育む多様な機会がある。児童会や生徒会の活動は、校内における社会参加とも言い得るものであり、児童会・生徒会の選挙や活動等を通じて、学校全体でこれらの機会を積極的に活用し、主権者教育に取り組むことが望まれる。

---

<sup>11</sup> 子供の頃に親が行く投票について行ったことのある者の投票率は、ついて行ったことのない者に比べ、20ポイント高くなっている。(意識調査)

## (2) 高校生段階における取組

- 高校生段階においては、公民科目を担当する教員を中心に主権者教育が行われているところであるが、考える力、判断する力を醸成するための教育は、他の教科においても重要で、学校又は学年全体として発展的・系統的に指導することが大切であり、教員の人員不足や学習時間不足の対応としても、有効な取組である。
- また、高校生段階においては、社会の問題を理解できる年代とも考えられ、前述の副教材で掲載している、現実の政治的事象を題材にディベートを行うことや、実際の選挙を題材に模擬選挙を行うことも効果的であると考ええる。
- さらに、新聞記事やニュースを活用した授業も効果的であると考ええる。高校生が選挙や政治に関心を持つために行う取組として、模擬選挙やディベート・話し合い、議員や政党関係者の話を聞くことと並び、新聞記事を使った授業を行うことも有効と考えられる。<sup>12</sup>なお、小学生段階から家庭において新聞記事やニュースを題材に話し合うことで、より一層の効果が期待できる。
- 特別支援学校においては、個々の生徒に応じた指導を行う観点から、各教科を合わせた指導など、柔軟な教育課程編成が可能である。国・都道府県・市区町村のそれぞれの役割や自らの地域の首長の役割といった基礎的な政治知識から、実際の投票箱を用いた生徒会選挙を行うなど、学校によって工夫を凝らした取組が期待されるところであり、実施事例の情報共有を図ることなどにより、更に取組を推進していく必要がある。

---

<sup>12</sup> 高校生が選挙や政治に関心を持つためにすべきこと上位5項目は、「模擬選挙」「選挙・政治のディベート」「議員、政党関係者の話を聞く」「学校・地域課題のディベート」「新聞記事を使った授業」となっている。(意識調査)

### (3) 高校卒業後の有権者に対する取組

- 大学生段階においては、統一的な教育の機会が得られにくいものの、一部の大学においては、政治学の授業以外で独自に講座を設けている例があり、すべての学生を対象にした特別講座を開講している大学や、公民としての倫理観を醸成するための科目を1年生の必修科目として新設する予定の大学もある。これらの事例は、大学における主権者教育として参考となる取組である。

また、今回の参院選においては、大学に期日前投票所を設置した例が多くあり<sup>13</sup>、大学生が積極的に選挙事務や呼びかけを担うなどの選挙管理委員会との連携も図られ、学生の投票しやすい環境作りとともに、意識を向上させる主権者教育としても有効な取組といえる。

さらに、一部の大学生により、高校以下の学校に出向き、出前授業を実施する活動も見受けられる。児童・生徒に近い年代の大学生が行うことにより、生徒が興味を持って授業を受けられるとともに、大学生自身の学びにもつながる効果的な取組であるといえる。

- 今回の参院選では、住民票の異動について注目されたところであるが、投票の問題のみならず、適切に住民票登録の手続きを行うことは地域住民としての前提である。まずは、第1.2(2)で述べたように、その意義や必要性について、学生、保護者ともに、十分に理解してもらうことが重要である。
- また、旧住所地で投票できる場合でも、不在者投票の制度を承知していない、又は手続きが煩雑であるとの理由で、投票に参加しないとの指摘がある。先般、不在者投票の投票用紙等の請求が、地方公共団体によってはオンラインで請求することが可能となったが、このような利用しやすくな

---

<sup>13</sup> 参院選における大学（短大、高専を含む）での期日前投票所の設置は、79 団体、98 箇所となっており、平成 27 年 4 月の統一地方選での 9 団体、12 箇所から大幅に増加している。



る環境の整備とあわせ、制度の認知度向上を図る必要がある。

- 大人の政治意識の向上を図ることも重要であり、地域において主権者教育の場を提供することが期待される。また、企業においても、地域の取組に協力していくことが望まれる。

- 地域においては、選挙管理委員会のほかにも、明るい選挙推進協議会やNPO法人、若者啓発グループ等、選挙や政治参加の推進に関わる民間団体があり、幅広く主権者教育を行う担い手としての役割も重要である。

例えば、独自に地域の公民館や集会場での研修会や学習会、セミナーの開催、シンポジウム・ワークショップ等のイベント開催、主権者教育に関する調査研究等を行うことが考えられる。地域の研修会等では、子供も参加できる題材で、親子一緒に学習する取組も効果的と考えられ、また、シンポジウム等のイベントを開催することは、様々な人が参加できる取組であり、地域のメディアで取り上げられることにより、広がりを持った啓発効果が期待できる。

また、議員と若者との間をつなぐイベントや意見交換会等は、自由な立場で行える民間団体取り組みやすいものであり、学校とは異なる立場・観点を生かした積極的な取組が期待される。

### 3. 計画的・組織横断的な取組の方向性

- 子供から大人まで継続的に主権者教育に取り組むためには、地域の様々な機関が連携協力し、長期的展望を持った計画も必要となるであろう。それには、都道府県・市区町村の選挙管理委員会や教育委員会、学校、明るい選挙推進協議会、NPO法人等の地域の団体が協力体制を構築し、各年代に応じた題材と定期的に行われる選挙の時期を念頭に置きつつ、一体的に計画を策定していくことが効果的と考える。そのためには、計画の立案・とりまとめの中核となるプランナーや協議会が必要になるものとする。

- 計画的に取り組む具体的な例としては、地域課題に取り組む小学生高学年から中学生段階では、4年ごとに行われる地方の首長又は議員選挙を念頭に、選挙から遠い時期には、地域課題に関する話し合い活動を行い、選挙が近づいてきた時期に、それまで学習してきた地域課題を題材に模擬選挙を行うことや、社会問題に取り組む高校生段階では、3年ごとに行われる参院選を念頭に、選挙から遠い時期には、現実の政治的事象に関してディベートで政策討論を行い、選挙が近づいてきた時期に、実際の選挙を題材に模擬選挙を行うなど、発達段階を通じた体系的な取組が考えられる。

また、毎年特定の期間等を設定し、この時期に、都道府県又は市区町村内で全校一斉に主権者教育に関する授業や催しを行うことや、選挙管理委員会や明るい選挙推進協議会、NPO法人等が連携してイベントを開催することも、地域全体で気運を高める取組となり、地域メディアに取り上げられることで、更に啓発効果が高まることも考えられる。

- 地域課題に関する学習に際しては、地方公共団体の議員や担当職員を招き、地域課題を説明してもらうことも有意義な取組となろう。なお、学校に議員を招くために、教員が直接依頼することは困難なことも考えられるため、議会事務局等の協力を得ることが有効と考えられる。実際の議会での審議を傍聴することによっても、政治を身近に感じる効果的な取組となる。

また、模擬選挙は体験を重ねることでより効果的な取組となるものであり、選挙のない年に行う際にも、様々な題材を用いることが考えられる。例えば、地域の税務署や地方公共団体職員と連携し、租税や地域での税金の活用方法の学習とあわせて行うことや、弁護士と連携し、法律の学習とともにあわせて行うなど、他施策の教育と連携した取組も考えられる。

- さらに、前述の副教材には、取組事例として模擬議会や模擬請願を掲載しており、選挙以外の政治への関与の仕方を学ぶことも、政治意識の向上

に効果的であると考える。

なお、自主的に取組を発展させ、一部の地方公共団体では、子供議会を実施し、その結果を実際の政策に反映させる取組や、子供が個々に請願を提出するなどの取組を行っているところも見受けられる。

#### 4. 国及び地方公共団体による取組の方向性

- 学校の授業や選挙管理委員会の催し等で、外部者に講師を依頼したい場合に、依頼側がその方法や適任者を把握していないことがあることから、講師名簿を作成し、適任者をアドバイザーとして派遣する仕組みを構築することにより、効果的かつ効率的な取組が可能となるものであり、全国の情報を一元的にとりまとめることができる国において、取り組むべきである。

また、前述の長期的な展望を持った計画についても、各地域において計画の策定に取り組みやすくなるよう、先進的な取組を支援し、全国的な情報共有を図っていく必要がある。

さらに、地域や各企業に対しても、引き続き働きかけを行っていくとともに、研修等への講師派遣や出前授業の実施、イベントの開催等、民間団体とも連携しつつ、更なる取り組みを進めていく必要がある。

- 選挙管理委員会が出前授業を実施する際、各学校の環境や生徒に対応した取組が必要となる中、限られた人員で多くの出前授業を行うことも必要となるが、ある程度共通した資料等の素材を用いることや、組織・地域を越えて対処することで、少ない人員でも対応することができる。

一部の地方公共団体では、組織内での部局横断的なグループの構築や、県市町による広域的な連携、近隣市町による組織横断的な連携等、工夫を凝らした取組を行っているところもあり、これらの取組により、単独の地方公共団体の選管職員では対応しきれない、人員不足を解消するとともに、情報の共有を図り、質・量ともに更に拡大した取組が可能となる。

- 学校での主権者教育において、真摯に取り組むほど専門的な情報が必要となる場面が多くなるため、学校や生徒が容易に問い合わせできるよう、地方公共団体内に主権者教育の問い合わせ窓口を設けることが望ましい。

## おわりに

- 本有識者会議は、参院選を踏まえ、速やかに主権者教育の取組の現状と課題を整理し、次年度から一層充実した取組を行っていただけるよう、限られた時間の中、3回の会議において議論を重ね、とりまとめを行ったものである。

主権者教育については、もとより本とりまとめですべての方向性を導き出せているものではなく、様々な取組の蓄積を通じて、引き続き研究・検討を行っていくことが必要である。この場合、主権者教育と公選法の関係に関しては、教育と選挙運動のあり方に関わる問題であり、また、政治的中立性を確保した上での主権者教育の取組や、主権者が自ら考え、判断できるような情報発信のあり方についても、政党や政治家等も含め幅広く検討することも必要となると考える。

今後は、創意工夫を重ねた取組の実践を求められる時期に来ており、本とりまとめも参考に、各方面の関係者により、更なる充実した取組に期待するものである。

# 「主権者教育の推進に関する有識者会議」

## 検討経緯

〈平成29年〉

第1回会議 1月27日（金）15：00～

- ・意見交換

第2回会議 2月7日（火）10：00～

- ・意見聴取

篠原文也氏（政治解説者）

根本信義氏（筑波大学教授・弁護士）

朴澤ゆかり氏（岩手県立盛岡峰南高等支援学校長）

- ・意見交換

第3回会議 3月1日（金）13：00～

- ・とりまとめに向けた意見交換

## 主権者教育の推進に関する有識者会議 開催要綱

### 1 目的

主権者教育の推進に関する有識者会議（以下「会議」という。）は、選挙権年齢引下げ後に初めて行われた第24回参議院議員通常選挙や各種調査の結果を踏まえ、主権者教育の現状と課題について検討を行うことにより、更なる主権者教育の推進に資することを目的とする。

### 2 構成

会議は別紙の構成員をもって構成する。

### 3 座長

- (1) 会議に座長1人を置く。
- (2) 座長は、会議の会務を総括する。
- (3) 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長が指名する者が、その職務を代理する。

### 4 議事

- (1) 会議は、座長が招集する。
- (2) 座長は、必要があると認めるときは、必要な者に会議への出席を求め、その意見を聴取することができる。
- (3) 会議は非公開とする。会議終了後、議事要旨を作成し、公表する。

### 5 その他

- (1) 会議の庶務は、総務省自治行政局選挙部管理課が行う。
- (2) この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

主権者教育の推進に関する有識者会議 構成員名簿

(敬称略・五十音順)

- |        |                        |
|--------|------------------------|
| 安達 宜正  | 日本放送協会解説委員             |
| 小倉 由紀  | 東京都選挙管理委員会事務局広報啓発担当課長  |
| 小島 勇人  | 川崎市選挙管理アドバイザー          |
| ◎佐々木 毅 | 公益財団法人明るい選挙推進協会会長【座長】  |
| 高橋 勝也  | 東京都立武蔵高等学校・附属中学校主任教諭   |
| 林 大介   | 東洋大学社会学部社会福祉学科助教       |
| 原田 謙介  | NPO法人 YouthCreate 代表理事 |
| 松本 正生  | 埼玉大学社会調査研究センター長        |
| 渡辺 嘉久  | 読売新聞編集委員               |

(オブザーバー)

文部科学省生涯学習政策局青少年教育課長



## 大学における主権者教育の取組

### 【18歳選挙に関する特別講義の実施】（宮城大学）

選挙権年齢の引下げを受けて、主権者教育の推進について社会的な期待が高まっている背景を踏まえ、大学生の選挙への関心・理解を促し、主権者意識向上させることを目的に開催

- ・ 講義は2回（各90分）で、講義及び質疑応答／ディスカッション及びグループ討議を取り入れ、学生の能動的な学修を促す
- ・ 平成29年度からは基盤教育に重きを置いて、変化する社会に柔軟に対応できる力を身につけるための1年生の必修科目群「フレッシュマンコア」を提供。その科目群の一つとして、良識ある公民としての倫理観を醸成することを目的とした「社会の中で生きる」を開講

### 【学生が提案した講義「若者の政治参加を考える」】（千葉大学）

選挙権年齢の引下げに伴い、若者の政治参加・選挙参加のあり方を考え、若者の低投票率の原因等を考察するとともに、若者が政治や選挙に関心を持つために何が必要かを多角的に検討する

- ・ 学生が提案し、教員や市選管に自らはたらきかけて、講義が実現
- ・ 全学部1年～4年生を対象にした教養展開科目全8回（1回90分）
- ・ 前半4回は複数の学部の教員4名による政治参加に関する講義、後半4回は千葉市選管職員も参加してのグループワークを実施
- ・ 受講した学生の中から希望によりインタビューシップとして行政の取組に参加
- ・ 今回の取組を踏まえ、平成29年度においても開講を予定



## 「大学生による選挙出前トーク」 【豊田市選挙管理委員会の取組】

### 小学校対象の出前授業「選挙出前トーク」を、中京大学総合政策学部の市島宗典准教授のゼミと連携して実施

- ・ 授業は1コマ（45分）で講義・ワークと模擬投票を行う
- ・ 説明、児童のサポート、模擬投票の候補者役、投票手順の説明など全て大学生が行う
- ・ 市内山間部の小規模校から100名を超える規模の小規模校まで幅広く実施している

（授業の内容）大学生が考案した3案を選管が提示し、学校が選択する

A 案：選挙公報、ポスター、政見放送から必要な情報を得て、投票先を決めることの重要性を学ぶ

B 案：候補者の主張を間違っとうらえないように、内容をしっかり確かめることの重要性を学ぶ

C 案：候補者演説、投票所入場券、投票用紙等の選挙の各場面の写真を使い、グループで順番を組み替えながら選挙の流れを学ぶ

#### （A 案の例）

- ・ 選挙の際に候補者情報を知るツールとしてポスターや選挙公報、政見放送等を紹介した後、候補者の政策が空欄になっているワークシートを配布し、ポスターや選挙公報、政見放送を見ながら、穴埋めをする
- ・ 候補者によるパネルディスカッションを行い、互いの政策について候補者間のやりとり、児童からの質疑応答を実施
- ・ これらの情報を元に模擬投票を行う



### (B案の例)

- ・ 事例を示しつつ、情報をきちんと確認しないと自分の望む結果にならないことを説明し、実際の選挙でも同様に意図しない結果になりうることを学ぶ
- ・ 模擬投票を通して情報を正しく読み取ることの重要性を学ぶ
- ・ 最後に、授業内容を復習する意味も兼ねて、正しく情報を伝える(受け取る)伝言ゲームを実施



### (C案の例)

- ・ 児童3名ずつのグループで公示日から投票日までの場面が示された写真を見ながら、その順番を話し合い、ワークシートに記入
- ・ 各グループには1人ずつ学生が付き、声をかけながら話し合いをサポート
- ・ 各班での作業が終わったら答えを発表し解説を行う
- ・ 大学生が候補者に扮して実際の投票機器材使用して模擬選挙を実施



# 他の機関との連携による選挙出前授業の例

## 税務署と連携した模擬選挙を実施 【船橋市選挙管理委員会の取組】

### 税務署とタイアップし、候補者の「税制・増税等」の主張を基に模擬選挙を実施

- ・ 授業は1コマ（50分）で模擬投票と租税教室を交えて行う
- ・ 進行、投票の仕方、税のしくみなどの説明等を担任教員、市選管職員、税務署職員がそれぞれ分担して実施
- ・ 今後も市内高等学校に呼びかけて、この取組を広めていく予定
- ・ これを機に、選管も新たに市の租税教育推進協議会に構成員として参加見込み

#### (授業のながれ)

- ・ 一週間前から教室に、租税を中心とした政策を主張する2人の候補者のポスターを掲示
- ・ ポスターの内容を基に模擬投票を実施（実際の選挙で使用されている記載台や投票箱を使用するほか投票用紙も本物と同じ素材のもので投票）
- ・ 開票作業の間に、税務職員から税の種類やしくみ、私たちの生活と財政の役割などの説明を受けて、自ら投票をした候補者の主張の内容を再確認
- ・ 選挙結果も参考に、断片的な情報だけでなく、候補者の主張する内容をよく理解した上で投票することの重要性を学習

**間接税を増税します！！**  
増税した分は**年金の財源に！！**

**毛家 太郎**

【候補者A】

※このポスターは、模擬選挙用に仮に作成したもので、政策とは一切関係ありません。

税種	増税	減税	税負担の状況
消費税率	10%から12%に引き上げ	10%のまま	消費税率引き上げによる増税分は、年金の財源に充てられ、高齢者の年金給付に活用される。
相続税率	基礎控除額を1億5000万円から1億円に引き下げ	基礎控除額を1億5000万円のまま	基礎控除額引き下げによる増税分は、年金の財源に充てられ、高齢者の年金給付に活用される。
贈与税率	基礎控除額を1000万円から500万円に引き下げ	基礎控除額を1000万円のまま	基礎控除額引き下げによる増税分は、年金の財源に充てられ、高齢者の年金給付に活用される。
所得税	10%から12%に引き上げ	10%のまま	所得税引き上げによる増税分は、年金の財源に充てられ、高齢者の年金給付に活用される。
住民税	10%から12%に引き上げ	10%のまま	住民税引き上げによる増税分は、年金の財源に充てられ、高齢者の年金給付に活用される。

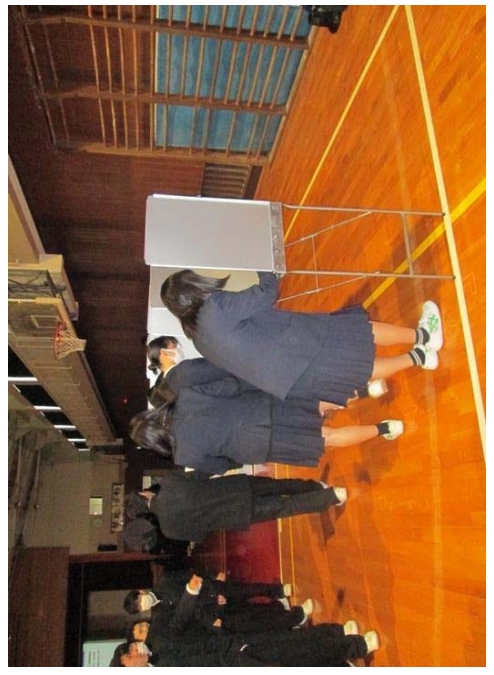
**直接税を増税します！！**  
増税した分は**体育施設の増設に！！**

**三浦 利満**

【候補者B】

※このポスターは、模擬選挙用に仮に作成したもので、政策とは一切関係ありません。

税種	増税	減税	税負担の状況
消費税率	10%のまま	10%から12%に引き上げ	消費税率引き上げによる増税分は、体育施設の増設に活用される。
相続税率	基礎控除額を1億5000万円のまま	基礎控除額を1億5000万円から1億円に引き下げ	基礎控除額引き下げによる増税分は、体育施設の増設に活用される。
贈与税率	基礎控除額を1000万円のまま	基礎控除額を1000万円から500万円に引き下げ	基礎控除額引き下げによる増税分は、体育施設の増設に活用される。
所得税	10%のまま	10%から12%に引き上げ	所得税引き上げによる増税分は、体育施設の増設に活用される。
住民税	10%のまま	10%から12%に引き上げ	住民税引き上げによる増税分は、体育施設の増設に活用される。



## 選挙出前授業にかかるとなる人材活用の例：組織内での人材活用

### 「18歳投票率向上プロジェクト出前授業」

#### 【名古屋市千種区】

事務局  
(総務課・企画経理室)

選挙事務局以外でも選挙出前授業ができるよう、区の各部署から選出されたメンバーによるプロジェクトチームを結成

選挙管理委員会

- ・ 企画経理室が事務局となり、庁内横断的にプロジェクトチームを結成
- ・ 出前授業1コマ（50分）の選挙講義を実施
- ・ 市内の高校生の意見を反映したスライド等の資料を作成し、授業に活用

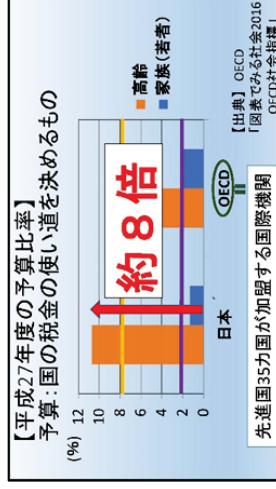
#### プロジェクトチーム

採用4年目までの若手職員を中心に8名で構成

- ・ 企画経理室
- ・ 総務課会計担当
- ・ 高齢者福祉担当
- ・ 保健所医療監視担当
- ・ 選挙啓発担当者
- ・ 広報担当
- ・ ケースワーカー
- ・ 歯科衛生士

#### ○ 授業の例

- ・ 私立愛知高等学校3年生57名を対象に実施（平成29年1月31日(火)）
- ・ プロジェクトチームによる選挙講義と選挙が行う模擬投票の2コマで構成
- ・ 奨学金や待機児童など若者に直接関係している問題を取り上げ、データやグラフのほか、自作の寸劇スライドでわかりやすく解説
- ・ その他、投票手順を説明する動画や、タレントや著名人の政治・選挙に対する前向きな発言なども紹介
- ・ 生徒3名が候補者となって「授業を自分で選択できるようにする」「スクールバス、食堂、球技大会の新設」「駅から学校までの地下道を作る」などの公約を掲げ、選挙公報の配布や演説を行い、実際の投票機器材を使用して模擬投票を実施



## 選挙出前授業にかかるとかかる人材活用の例

### 県と市町との連携 【福井県選挙管理委員会】

#### 県・市町選挙管理委員会書記を「18歳選挙権伝道師」として委嘱

- ・ 県内全市町選管から最低1人委嘱。各校に名簿配付
- ・ 希望のある県内の高等学校等に伝道師を派遣し、出前講座を実施
- ・ 学校等が教育委員会を通さずに直接伝道師に依頼することができる仕組み
- ・ 教員等と所在市町選管の伝道師が顔なじみになることにより、選挙運動の規制など、公職選挙法の疑問点等を教員が直接相談できる体制が構築  
(例：出前講座をきっかけに、校内の教員勉強会に伝道師が参加し、助言等を実施)



18歳選挙権出前講座/パワーポイント資料  
(福井県選管が作成し、伝道師が活用)

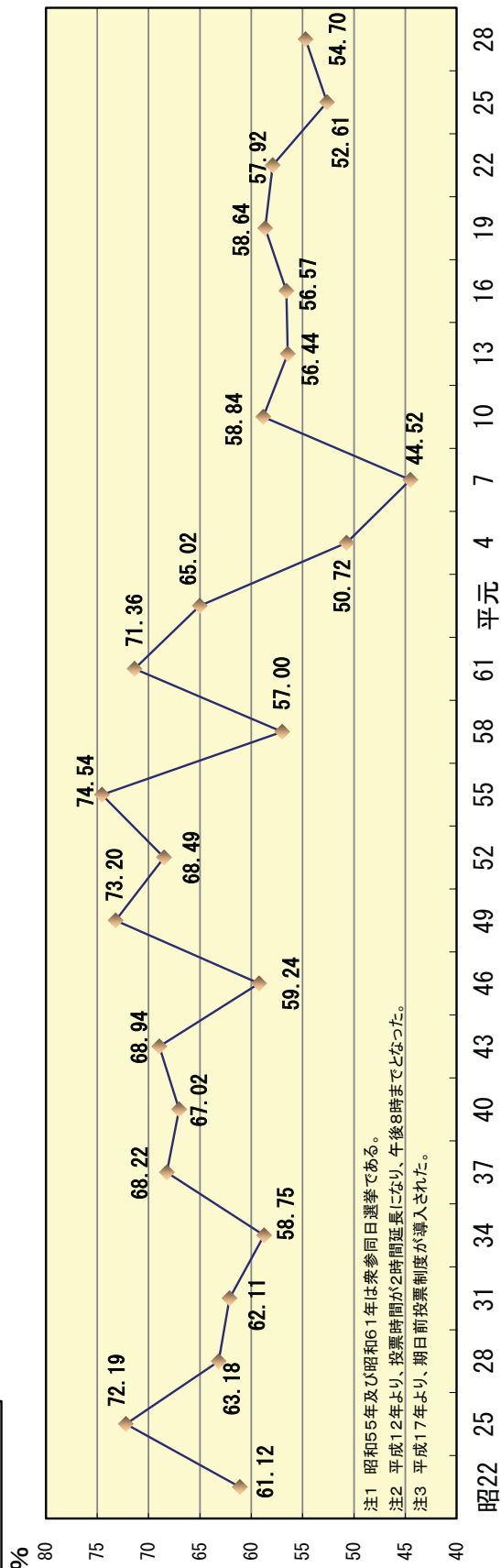
### 近隣市との連携 【小平市選挙管理委員会】

#### 近隣4市(東村山、東大和、清瀬、東久留米)とともに出前授業を実施

- ・ 小平市選管のノウハウを近隣市の選管と共有し、今後、各市において出前授業が実施できることを目的
- ・ 市内小学校6年生74名に2時間の枠で実施 (平成29年1月19日(木))
- ・ 選挙についての説明を行った後、近隣選管職員が候補者に扮した「候補者演説会」を実施
- ・ 児童は事前に配布された選挙公報を読み、候補者演説会での各候補者の主張を聞いて、投票する候補者を決める
- ・ 投票後の開票作業中には「めいすいくん」の紹介や、選挙の秘密 (豆知識) の紹介、選挙クイズを行うなどの工夫

# 参議院議員通常選挙（選挙区）における投票率の推移及び年齢別投票率

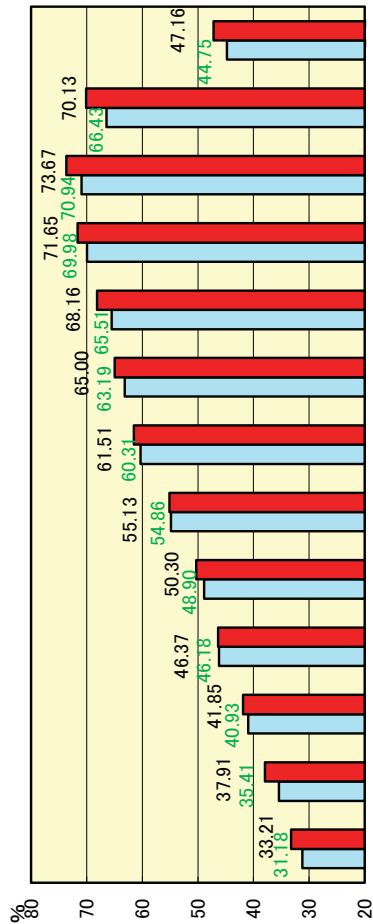
## 投票率の推移



## 18歳、19歳の投票率

年齢	18歳	19歳	18歳+19歳
投票率	51.28%	42.30%	46.78%

## 年齢別投票率



※ 全国の投票区の中から標準的な投票率を示す投票区を各都道府県の市区町村から計188投票区を抽出し、その平均を求めたもの。

## 第24回参议院議員通常選挙における18歳、19歳の投票率（都道府県別）

都道府県	18歳	19歳	計	全体の投票率
北海道	46.73	40.03	43.38	56.78
青森県	42.92	34.66	38.96	55.31
岩手県	47.97	37.74	43.03	57.78
宮城県	49.99	41.39	45.65	52.39
秋田県	48.09	35.89	42.29	60.87
山形県	52.06	39.56	45.91	62.22
福島県	46.78	35.80	41.39	57.12
茨城県	47.73	37.93	42.85	50.77
栃木県	47.50	37.24	42.35	51.38
群馬県	48.12	36.99	42.41	50.51
埼玉県	55.31	46.31	50.73	51.94
千葉県	53.92	46.01	49.89	52.02
東京都	62.23	53.80	57.84	57.50
神奈川県	58.44	51.09	54.70	55.46
新潟県	47.93	36.98	42.52	59.77
富山県	47.32	35.13	41.25	55.61
石川県	50.32	39.07	44.60	56.88
福井県	48.10	36.24	42.19	56.50
山梨県	54.16	41.51	47.78	58.83
長野県	51.92	38.47	45.32	62.86
岐阜県	52.90	45.05	49.01	57.74
静岡県	48.70	37.15	42.97	55.76
愛知県	58.20	49.40	53.77	55.41
三重県	54.80	45.37	50.12	59.75

都道府県	18歳	19歳	計	全体の投票率
滋賀県	54.15	47.01	50.57	56.52
京都府	51.12	42.78	46.86	51.16
大阪府	50.37	43.26	46.80	52.23
兵庫県	49.32	40.13	44.74	53.74
奈良県	55.51	47.67	51.63	56.89
和歌山県	45.96	37.59	41.81	55.29
鳥取県	45.74	33.26	39.52	56.28
島根県	44.98	32.84	38.94	62.20
岡山県	45.34	33.74	39.53	50.86
広島県	42.60	31.91	37.23	49.58
山口県	43.41	31.79	37.73	53.35
徳島県	41.20	30.70	36.01	46.98
香川県	41.99	30.98	36.52	50.04
愛媛県	41.43	29.90	35.78	56.36
高知県	35.29	26.58	30.93	45.52
福岡県	49.35	40.25	44.74	52.85
佐賀県	49.61	40.02	45.00	56.69
長崎県	44.16	34.02	39.32	55.89
熊本県	45.19	33.87	39.70	51.46
大分県	47.75	37.17	42.58	58.38
宮崎県	38.54	28.07	33.61	49.76
鹿児島県	43.06	34.33	38.94	55.86
沖縄県	46.07	38.99	42.58	54.46
合計	51.28	42.30	46.78	54.70



## 第24回参议院議員通常選挙における高校3年生相当の投票率

(%)

団体名	高校3年生相当		備考	全数調査		全体の投票率
	投票率			18歳	19歳	
静岡県	81.3		県教委アンケートより (新有権者約4,900人を対象)	48.70	37.15	55.76
福井県	70.73		全数調査より 平成10年4月2日～7月11日 生まれの者を抽出	48.10	36.24	56.50
京都府	73.4		府教委アンケートより (新有権者約3,200人を対象)	51.12	42.78	51.16
愛媛県	67.72		全数調査より 平成10年4月2日～7月11日 生まれの者を抽出	41.43	29.90	56.36
佐賀県	68.2		佐賀新聞アンケート (佐賀新聞ウェブサイトにて 県内38校6,123人が回答)	49.61	40.02	56.69
大分県	70.23		全数調査より 平成10年4月2日～7月11日 生まれの者を抽出	47.75	37.17	58.38
宮崎県	64.56		26市町村のうち 19市町村からの抽出	38.54	28.07	49.76

## 主権者教育等に関する調査の概要

### ○調査対象

全国の選挙管理委員会 1,963団体

※都道府県47団体、指定都市20団体及び行政区175機関、指定都市を除く市区町村  
1,721団体

### ○調査対象期間

平成27年度及び平成28年度(7月10日まで)

### 選挙出前授業の実施団体（選挙管理委員会）数

- 27年度及び28年度(7月10日まで)の実施団体数はいずれも3倍以上に増加

	実施団体数	実施団体の割合	平成25年度 (183団体)との比較
平成27年度	655団体	33.4%	3.58倍
平成28年度 (7月10日まで)	552団体	28.1%	3.02倍

(注)・共同実施の場合については、主体的に行っている団体のみ計上している。

・選挙権年齢引下げに係る公職選挙法改正法案が国会に提出された平成26年度の前年度である、平成25年度の数値(平成28年3月公表の「学校教育と連携した啓発事業実態調査」と比較している。以下同じ。

### 高校における出前授業の実施学校数及び受講生数

- 27年度は、実施学校数が約30倍、受講生数が約50倍に増加
- 模擬選挙の実施テーマは「特定の地域課題に関するもの」が最も多い

	学校数		平成25年度 との比較	受講生数	
		全学校数 に対する割合			平成25年度 との比較
平成27年度	1,652校 (1,074校)	33.1% (21.5%)	29.5倍 (27.54倍)	453,834人 (179,167人)	49.58倍 (37.83倍)
平成28年度 (7月10日まで)	936校 (814校)	18.7% (16.3%)	16.71倍 (20.87倍)	277,358人 (157,362人)	30.30倍 (33.23倍)
計	2,588校 (1,888校)	—	—	731,192人 (336,529人)	—

(注)・「高校」には、高等専門学校を含む。以下同じ。

・カッコ内は3年生のみの数値で、内数である。

・全学校数は4,996校である(平成27年度「学校基本調査」(文部科学省)による)。

・平成25年度の実施学校数は56校(うち3年生39校)、受講生数は9,153人(うち3年生4,736人)である。

### ○模擬選挙の実施テーマ

- ・「特定の地域課題に関するもの」・・・27年度:265校、28年度:81校
- ・「過去に実際にあった選挙を題材としたもの」・・・27年度:51校、28年度:31校
- ・「実施中の選挙とあわせたもの」・・・27年度:5校、28年度:24校

## 高校以外における出前授業の実施学校数及び受講生数

- 高校以外でも、受講生数は延べ15万人以上

	小学校		中学校		大学		特別支援学校		計	
	学校数	受講生数	学校数	受講生数	学校数	受講生数	学校数	受講生数	学校数	受講生数
平成27年度	575校	41,603人	335校	65,400人	71校	10,844人	185校	8,031人	1,166校	125,878人
平成28年度 (7月10日まで)	12校	922人	14校	1,782人	103校	20,395人	55校	2,200人	184校	25,299人
計	587校	42,525人	349校	67,182人	174校	31,239人	240校	10,231人	1,350校	151,177人

(注)「大学」には、短大を含む。

※平成27、28年度における都道府県別の出前授業実施校数及び受講生数については、別紙のとおり。

## 高校生、大学生の選挙事務起用団体数及び起用人数

- 高校生を起用した団体は約15倍、起用人数は約11倍
- 大学生は5千人以上起用

高 校 生		起用団体数	第47回衆議院選挙 との比較	起用人数	第47回衆議院選挙 との比較
	第47回 衆議院選挙	17団体	—	363人	—
	第24回 参議院選挙	248団体	14.59倍	3,866人	10.65倍
大 学 生		起用団体数	第47回衆議院選挙 との比較	起用人数	第47回衆議院選挙 との比較
	第47回 衆議院選挙	121団体	—	3,187人	—
	第24回 参議院選挙	310団体	2.56倍	5,121人	1.61倍

## 学校での選挙出前授業又は模擬選挙に関する意見

### 出前授業を実施している団体の意見

- 人員の調整に苦労した。
- 学校の指導カリキュラムとの調整や選挙時などの繁忙期の対応が難しかった。

### 出前授業を実施していない団体の意見

- 対応する人員が不足している。
- 学校からの応募、要請がない。

## 若者の選挙事務起用に関する意見

### 選挙事務起用している団体の意見

- 学校での活動(試験、部活動など)との調整が難しかった。

### 選挙事務起用していない団体の意見

- 地域内の若者が少ないため、募集をしても応募がない。
- 選挙事務などが不慣れなため、まかせることが不安。

### <その他>

#### 第24回参議院議員通常選挙での若者選挙啓発グループと連携した啓発事業実施団体数

団体数	83団体
割合	4.2%

(別紙)

## 平成27年度都道府県別選挙出前授業実施校数及び受講生数

	小学校		中学校		高校 (高専を含む)				大学 (短大含む)		特別支援学校		合計	
	校数	受講生数	校数	受講生数	校数	受講生数	校数	受講生数	校数	受講生数	校数	受講生数	校数	受講生数
北海道	28	1,831	6	576	92	15,683	54	5,390	1	70	2	57	129	18,217
青森県	8	408	6	807	36	7,865	30	5,619	0	0	3	88	53	9,168
岩手県	1	40	3	91	27	3,955	16	1,115	0	0	2	49	33	4,135
宮城県	16	660	2	117	23	4,700	12	1,817	0	0	5	262	46	5,739
秋田県	0	0	2	213	24	3,865	15	1,640	1	18	0	0	27	4,096
山形県	0	0	0	0	46	9,786	35	4,310	2	140	2	72	50	9,998
福島県	1	65	2	315	22	3,838	3	211	0	0	2	64	27	4,282
茨城県	0	0	5	1,601	14	2,962	3	462	0	0	3	305	22	4,868
栃木県	1	22	2	1,063	22	7,152	16	3,073	1	50	3	197	29	8,484
群馬県	1	95	5	463	40	8,178	28	4,493	0	0	5	191	51	8,927
埼玉県	15	1,183	5	833	28	8,284	11	1,938	2	110	2	82	52	10,492
千葉県	32	3,835	5	1,542	48	12,179	30	5,214	2	1,650	6	133	93	19,339
東京都	81	5,818	91	22,986	119	35,043	66	13,615	3	1,146	21	1,902	315	66,895
神奈川県	56	4,590	19	3,701	39	16,562	15	3,520	1	30	6	201	121	25,084
新潟県	19	1,876	2	70	16	4,035	8	1,024	0	0	4	97	41	6,078
富山県	2	127	0	0	15	3,003	2	389	0	0	3	86	20	3,216
石川県	18	926	10	1,355	34	7,554	29	3,862	0	0	2	53	64	9,888
福井県	8	476	3	1,363	35	15,801	27	5,083	1	200	10	239	57	18,079
山梨県	4	239	3	368	10	1,556	4	398	0	0	0	0	17	2,163
長野県	4	452	2	1,009	37	6,961	27	4,045	2	218	11	258	56	8,898
岐阜県	6	426	1	80	24	6,828	17	3,614	0	0	2	152	33	7,486
静岡県	7	348	14	952	92	30,438	51	10,860	5	1,564	12	403	130	33,705
愛知県	74	5,890	12	1,845	54	15,886	42	8,425	3	190	2	186	145	23,997
三重県	0	0	9	3,029	17	5,478	9	1,514	1	250	2	133	29	8,890
滋賀県	8	473	5	474	2	535	0	0	0	0	1	12	16	1,494
京都府	14	1,033	14	1,480	24	5,620	15	2,325	2	220	1	25	55	8,378
大阪府	46	2,938	10	1,220	23	5,456	17	3,111	0	0	3	93	82	9,707
兵庫県	11	619	6	1,107	60	18,812	23	4,256	2	122	3	354	82	21,014
奈良県	2	155	2	574	15	5,589	13	2,727	0	0	0	0	19	6,318
和歌山県	15	763	1	119	48	16,637	23	6,170	0	0	2	61	66	17,580
鳥取県	1	22	1	24	24	4,520	16	2,082	2	637	5	98	33	5,301
島根県	0	0	0	0	22	3,360	17	2,145	0	0	2	18	24	3,378
岡山県	3	219	4	458	30	5,277	16	2,272	3	530	5	268	45	6,752
広島県	19	1,382	16	1,181	63	17,035	47	10,143	3	183	5	133	106	19,914
山口県	2	107	8	1,967	25	6,560	18	2,127	1	60	2	73	38	8,767
徳島県	1	22	1	63	17	3,366	3	362	4	430	1	31	24	3,912
香川県	2	161	0	0	10	1,514	6	1,124	3	125	5	117	20	1,917
愛媛県	1	50	7	3,168	50	12,572	42	9,232	8	457	4	194	70	16,441
高知県	8	437	5	400	47	12,218	47	4,635	4	675	2	88	66	13,818
福岡県	27	2,097	0	0	32	10,289	16	2,809	2	309	11	358	72	13,053
佐賀県	0	0	1	25	18	5,384	12	2,158	1	100	0	0	20	5,509
長崎県	6	391	16	4,441	75	29,393	66	8,660	3	520	12	524	112	35,269
熊本県	7	491	1	18	45	16,610	40	7,033	0	0	4	120	57	17,239
大分県	6	275	4	386	32	8,368	20	2,639	5	365	0	0	47	9,394
宮崎県	5	170	13	2,657	37	14,668	34	7,025	0	0	4	90	59	17,585
鹿児島県	8	421	10	1,119	38	12,277	33	4,501	3	475	3	164	62	14,456
沖縄県	1	70	1	140	1	182	0	0	0	0	0	0	3	392
合計	575	41,603	335	65,400	1,652	453,834	1,074	179,167	71	10,844	185	8,031	2,818	579,712

(別紙)

## 平成28年度都道府県別選挙出前授業実施校数及び受講生数

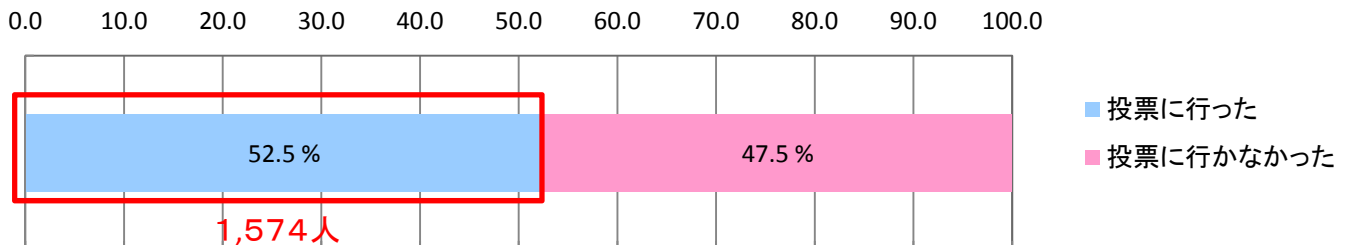
	小学校		中学校		高校 (高専を含む)				大学 (短大含む)		特別支援学校		合計	
	校数	受講生数	校数	受講生数	校数	受講生数	うち3年生		校数	受講生数	校数	受講生数	校数	受講生数
							校数	受講生数						
北海道	0	0	1	25	29	4,269	26	2,725	5	768	2	20	37	5,082
青森県	2	114	2	259	16	4,366	15	4,326	1	69	1	10	22	4,818
岩手県	0	0	0	0	12	1,806	11	1,591	1	159	1	33	14	1,998
宮城県	0	0	0	0	10	2,009	10	1,983	0	0	1	26	11	2,035
秋田県	0	0	0	0	5	867	5	472	0	0	0	0	5	867
山形県	0	0	1	70	16	2,002	16	1,973	6	1,102	2	28	25	3,202
福島県	0	0	1	241	20	4,420	20	2,484	0	0	1	30	22	4,691
茨城県	0	0	0	0	18	4,366	16	3,860	2	230	2	60	22	4,656
栃木県	0	0	0	0	18	6,446	15	3,114	4	447	2	129	24	7,022
群馬県	0	0	0	0	17	5,161	16	3,253	1	170	0	0	18	5,331
埼玉県	0	0	0	0	11	3,126	8	1,493	7	931	0	0	18	4,057
千葉県	0	0	0	0	41	14,089	35	8,121	5	1,730	5	272	51	16,091
東京都	6	563	2	113	29	10,232	21	5,575	3	2,300	0	0	40	13,208
神奈川県	2	104	1	150	32	11,279	27	7,367	2	296	1	20	38	11,849
新潟県	0	0	0	0	29	7,449	25	4,196	0	0	1	51	30	7,500
富山県	0	0	0	0	19	3,967	17	3,070	6	132	3	155	28	4,254
石川県	0	0	0	0	9	1,895	9	1,590	4	920	1	34	14	2,849
福井県	0	0	0	0	11	1,719	11	1,629	2	154	0	0	13	1,873
山梨県	0	0	0	0	6	1,581	4	674	0	0	0	0	6	1,581
長野県	0	0	0	0	29	4,529	25	3,932	6	1,268	2	45	37	5,842
岐阜県	0	0	0	0	39	10,884	37	6,768	2	300	6	151	47	11,335
静岡県	1	90	2	307	41	13,017	30	6,692	5	790	1	53	50	14,257
愛知県	0	0	0	0	20	9,650	16	4,256	1	160	3	327	24	10,137
三重県	0	0	0	0	7	2,043	7	1,374	1	560	1	24	9	2,627
滋賀県	0	0	0	0	3	635	3	635	0	0	0	0	3	635
京都府	0	0	1	110	9	3,143	8	1,809	6	610	1	72	17	3,935
大阪府	0	0	1	122	45	14,708	36	9,434	4	435	0	0	50	15,265
兵庫県	0	0	0	0	51	18,339	50	11,311	1	27	2	125	54	18,491
奈良県	0	0	0	0	9	4,269	8	1,734	1	16	0	0	10	4,285
和歌山県	0	0	0	0	12	2,627	12	2,594	0	0	0	0	12	2,627
鳥取県	1	51	0	0	6	1,770	5	967	1	300	1	37	9	2,158
島根県	0	0	0	0	15	2,284	14	1,221	0	0	2	48	17	2,332
岡山県	0	0	0	0	9	3,512	9	1,742	1	319	1	24	11	3,855
広島県	0	0	0	0	17	4,355	15	2,446	5	649	0	0	22	5,004
山口県	0	0	0	0	20	6,425	18	2,814	3	1,129	4	205	27	7,759
徳島県	0	0	0	0	9	1,288	7	1,018	0	0	0	0	9	1,288
香川県	0	0	0	0	4	990	3	634	3	766	0	0	7	1,756
愛媛県	0	0	0	0	65	23,888	50	9,325	4	330	2	56	71	24,274
高知県	0	0	0	0	6	647	4	376	0	0	0	0	6	647
福岡県	0	0	0	0	71	27,634	60	14,951	2	463	1	48	74	28,145
佐賀県	0	0	0	0	17	6,245	13	2,051	2	539	0	0	19	6,784
長崎県	0	0	1	265	19	7,701	19	2,560	1	230	2	74	23	8,270
熊本県	0	0	0	0	17	2,336	14	1,382	0	0	1	3	18	2,339
大分県	0	0	0	0	7	1,215	7	783	2	1,276	0	0	9	2,491
宮崎県	0	0	1	120	17	4,442	15	2,202	0	0	2	40	20	4,602
鹿児島県	0	0	0	0	23	7,348	21	2,736	3	820	0	0	26	8,168
沖縄県	0	0	0	0	1	385	1	119	0	0	0	0	1	385
合計	12	922	14	1,782	936	277,358	814	157,362	103	20,395	55	2,200	1,120	302,657

## 18歳選挙権に関する意識調査の概要

- 調査対象  
全国の満18歳～20歳の男女個人3,000人
- 調査方法  
インターネット調査法
- 調査期間  
平成28年10月20日～10月31日

### 投票に行った人の状況

• 投票に行った人は1,574人(全体の52.5%)



■投票の方法は、「現在住んでいる市区町村で当日投票」した人が約70%。  
＜上位5項目＞

- ①現在住んでいる市区町村で当日投票 69.6%
- ②現在住んでいる市区町村で期日前投票 16.4%
- ③実家など以前の市区町村に戻り当日投票 4.1%
- ④実家など以前の市区町村に戻り期日前投票 3.8%
- ⑤不在者投票 3.6%

■投票の動機は、選挙権年齢の引下げが投票のきっかけとなった人が33.5%。  
＜上位3項目＞ ※複数回答

- ①投票をするのは国民の義務だから 39.3%
- ②政治をよくするためには投票することが大事だから 33.9%
- ③選挙権年齢引下げ後に初めて行われた国政選挙だから 33.5%

#### 【年齢別】

- ・「投票をするのは国民の義務だから」と回答したのは、20歳が最も多い。  
20歳(41.9%)>19歳(38.8%)>18歳(37.0%)
- ・「選挙権年齢引下げ後に初めて行われた国政選挙だったから」と回答したのは、18歳が最も多い。  
18歳(44.6%)>19歳(38.6%)>20歳(17.9%)
- ・「親や先生から投票に行くように言われたから」と回答したのは、18歳が最も多い。  
18歳(26.3%)>19歳(22.8%)>20歳(19.4%)

■投票した後の感想は、「投票は簡単だった」が最も多い。

<上位3項目> ※複数回答

- ①投票は簡単だった 38.6%
- ②自分で考えて一票を投じることができたので良かった 32.5%
- ③有権者としての責任を感じた 30.0%

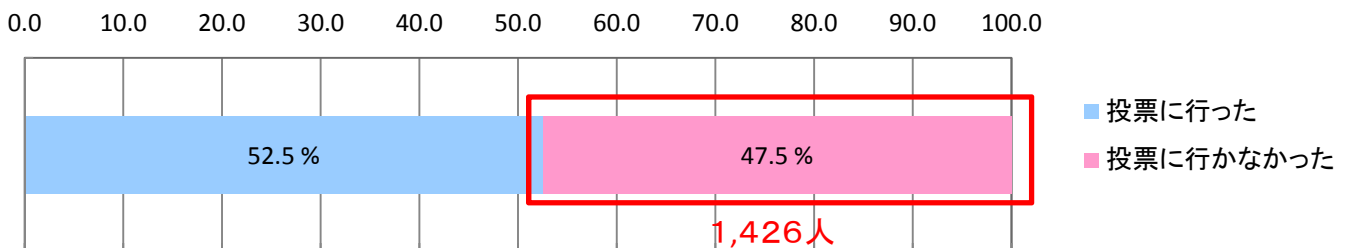
■投票に行った人で、今後も投票に行こう思う(※)と回答した人は93.7%。

- ①毎回行こうと思う 47.8%
- ②できるだけ行こうと思う 40.9%
- ③関心が持てる選挙だけ行こうと思う 5.0%
- ④積極的に行こうとは思わない 3.3%

※「行こうと思う」には、「今後は毎回行こうと思う」、「できるだけ行こうと思う」、「関心が持てる選挙だけ行こうと思う」を含む。

## 投票に行かなかった人の状況

•投票に行かなかった人は1,426人(全体の47.5%)



■投票に行かなかった理由として、「今住んでいる市区町村で投票することができなかったから」が最も多く、年齢別では18歳よりも19歳の割合が高い。

<上位3項目> ※複数回答

- ①今住んでいる市区町村で投票することができなかったから 21.7%
- ②選挙にあまり関心がなかったから 19.4%
- ③投票に行くのが面倒だったから 16.1%

<①の主な回答割合>

【年齢別】

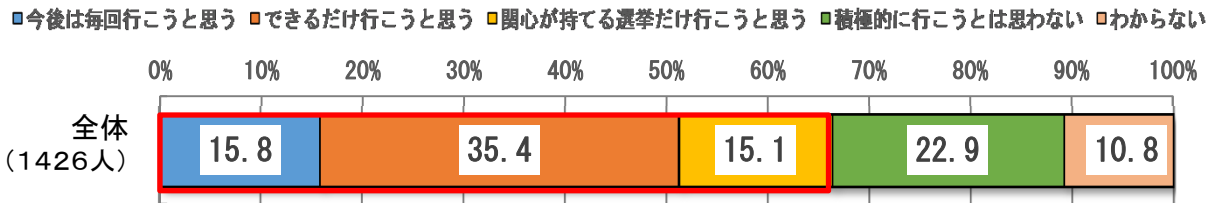
18歳(15.6%)より19歳(27.5%)が10ポイント以上高い。

【地域別】

「関東」(19.6%)や「中部」(19.4%)より、「中国・四国」(25.9%)や「九州・沖縄」(26.8%)が5ポイント以上高い。



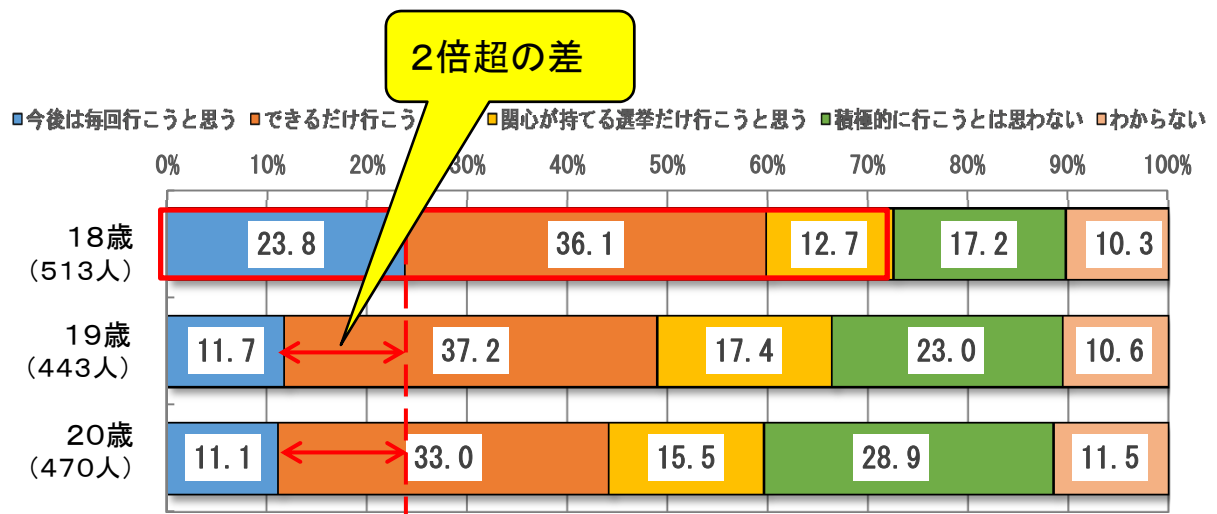
■投票に行かなかった人の今後の投票意向は、今後は投票に行こうと思う(※)と回答した人は66.3%。



66.3%

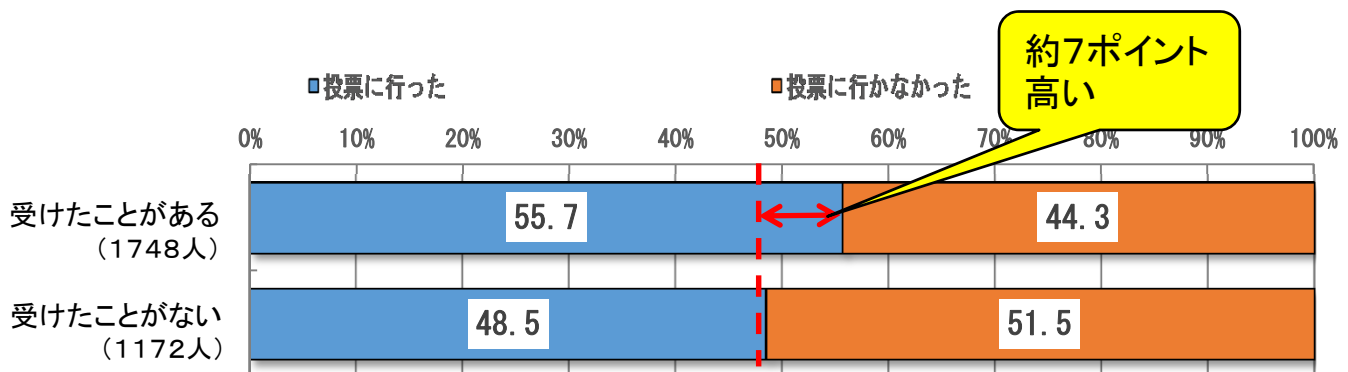
※行こうと思うには、「今後は毎回行こうと思う」、「できるだけ行こうと思う」、「関心がある選挙だけ行こうと思う」を含む。以下同じ。

■行こうと思うと回答した人のうち、年齢別では18歳が72.6%と最も多い。「今後は毎回行こうと思う」は18歳(23.8%)が他の年代の2倍超となっている。



## 高校で選挙・政治に関する授業を受けた人の投票

- 何らかの授業を「受けたことがある」人の方が、投票した割合が約7ポイント高い
- 副教材を使用した授業を受けた人は17.2%



【高校時に受けた選挙・政治に関する授業の内容】

＜上位3項目＞ ※複数回答

- ①選挙の仕組みや投票方法を学ぶ授業 25.9%
- ②「私たちが拓く日本の未来」(副教材)を使用した授業 17.2%
- ③選挙や政治に関する新聞記事を使った授業 9.2%

(どれも受けたことはない 39.1%)

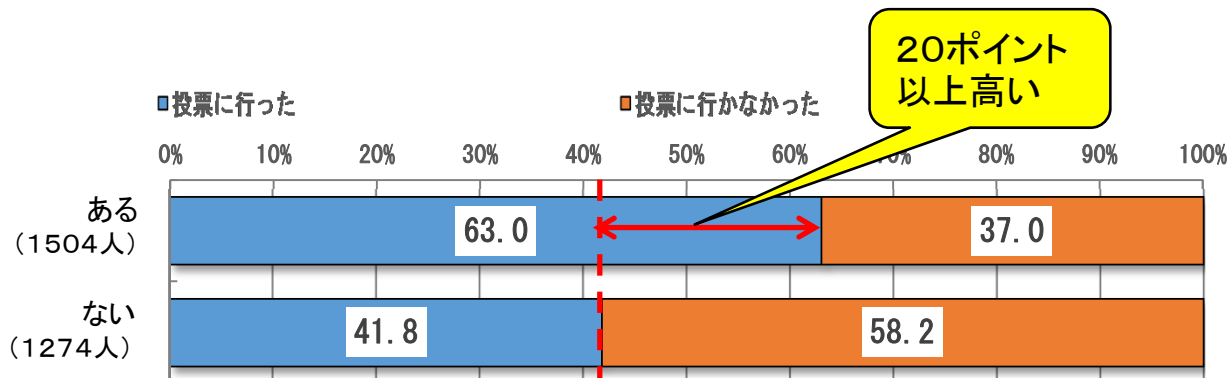
【年齢別】

- ・「私たちが拓く日本の未来」を使用した授業」と回答したのは、18歳が最も多い。  
18歳(30.9%) > 19歳(16.8%) > 20歳(4.0%)
- ・「選挙の仕組みや投票方法を学ぶ授業」と回答したのは、18歳が最も多い。  
18歳(28.8%) > 19歳(26.6%) > 20歳(22.2%)
- ・「どれも受けたことはない」と回答したのは、20歳が最も多い。  
20歳(50.0%) > 19歳(38.3%) > 18歳(28.9%)

※「高校」には高等専門学校などを含む。

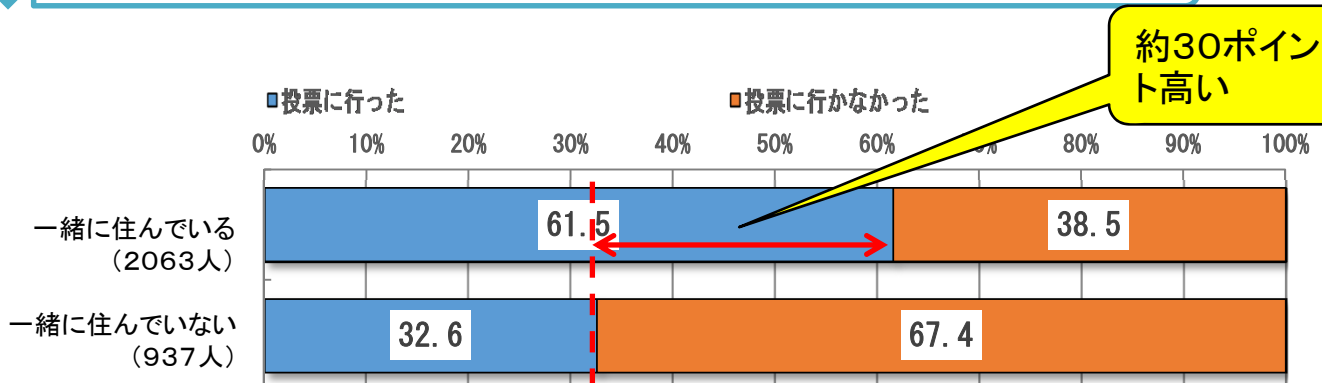
子どもの頃に親が行く投票について行った人の投票

- ・子どもの頃に親が行く投票について行ったことが「ある」人の方が、投票した割合が20ポイント以上高い

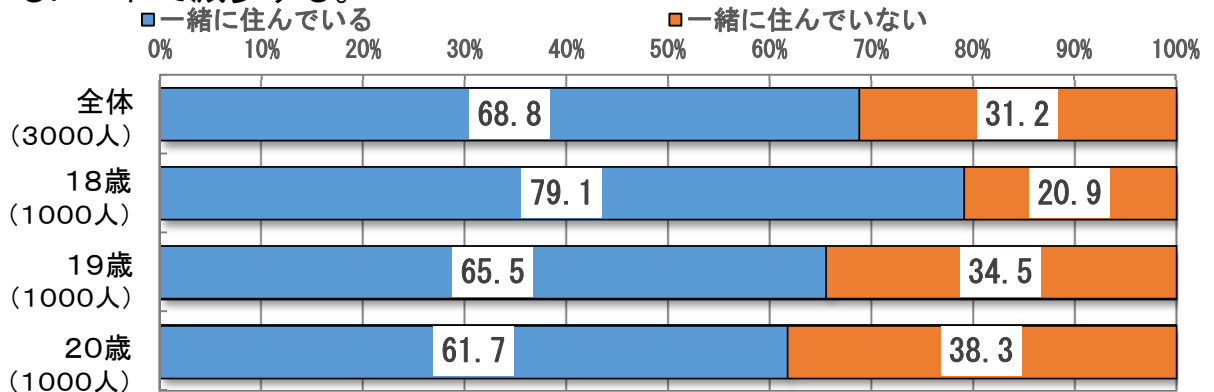


親と一緒に住んでいる人・住んでいない人の投票

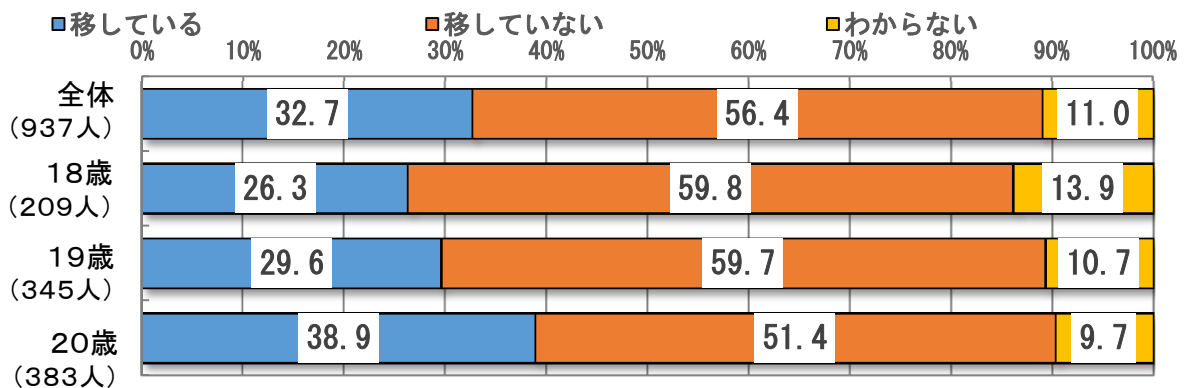
- ・親と「一緒に住んでいる」人の方が、投票した割合が約30ポイント高い



■親と「一緒に住んでいる」割合は68.8%であり、18歳が79.1%で最も多く、年齢が上がるにつれて減少する。



■親と「一緒に住んでいない」人のうち、住民票を「移している」のは32.7%であり、年齢が上がるにつれて増加する。

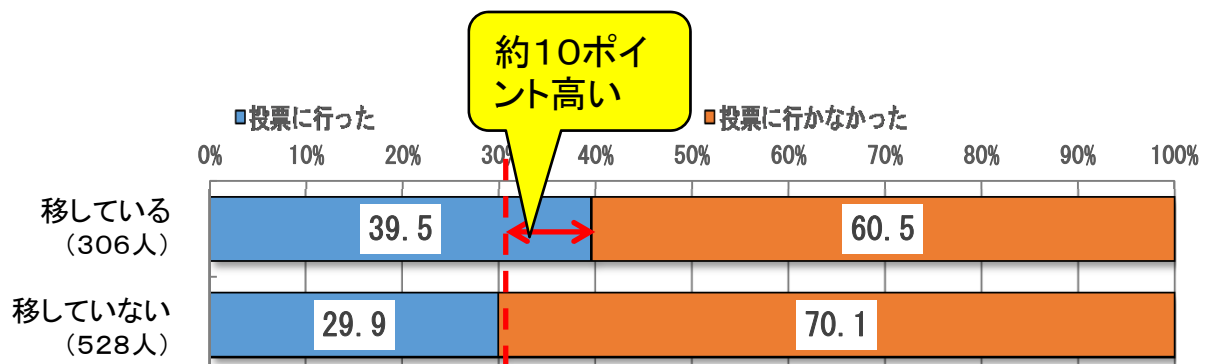


■住民票を「移していない」理由は、「いずれ実家に戻るつもりだから」が最も多い。

<上位5項目> ※単一回答

- ①いずれ実家に戻るつもりだから 29.0%
- ②成人式に参加できなくなるなど不都合が生じると思ったから 17.6%
- ③親が移さなくていいと言っているから 15.2%
- ④移す際の手続きが面倒だから 14.0%
- ⑤移すメリットが思い浮かばないから 13.4%

•親と「一緒に住んでいない」人のうち、住民票を現住所に「移している」の方が、投票した割合が約10ポイント高い



■引越し先の市区町村へ住民票を移す必要があることについては、全体の66.1%が「知っていた」と回答。年齢別では、あまり差がなかった。

<年齢別>

18歳 65.4%  
19歳 68.0%  
20歳 64.8%  
(全体=3000人)

■現在住んでいる市区町村で投票するためには、住民票異動後3か月以上が必要なことについて、全体の38.6%が「知っていた」と回答。年齢別ではあまり差がなかった。

<年齢別>

18歳 38.8%  
19歳 39.5%  
20歳 37.6%  
(全体=3000人)

## 選挙に関する情報の収集

•「インターネットのニュースサイト」よりも、「テレビのニュースや報道番組」と回答した割合が高く、「政党や候補者のポスター」と回答した割合は約37%となった

<上位5項目> ※複数回答

①テレビのニュースや報道番組 50.2%  
②政党や候補者のポスター 36.6%  
③インターネットのニュースサイト 28.9%  
④街頭演説 23.8%  
⑤女優広瀬すずさんを起用した総務省の選挙啓発ポスター、HPなど 21.3%  
(全体=3000人)

## 高校生が選挙や政治に関心を持つためにすべきこと

•「学校で模擬選挙を体験する」が最も多い

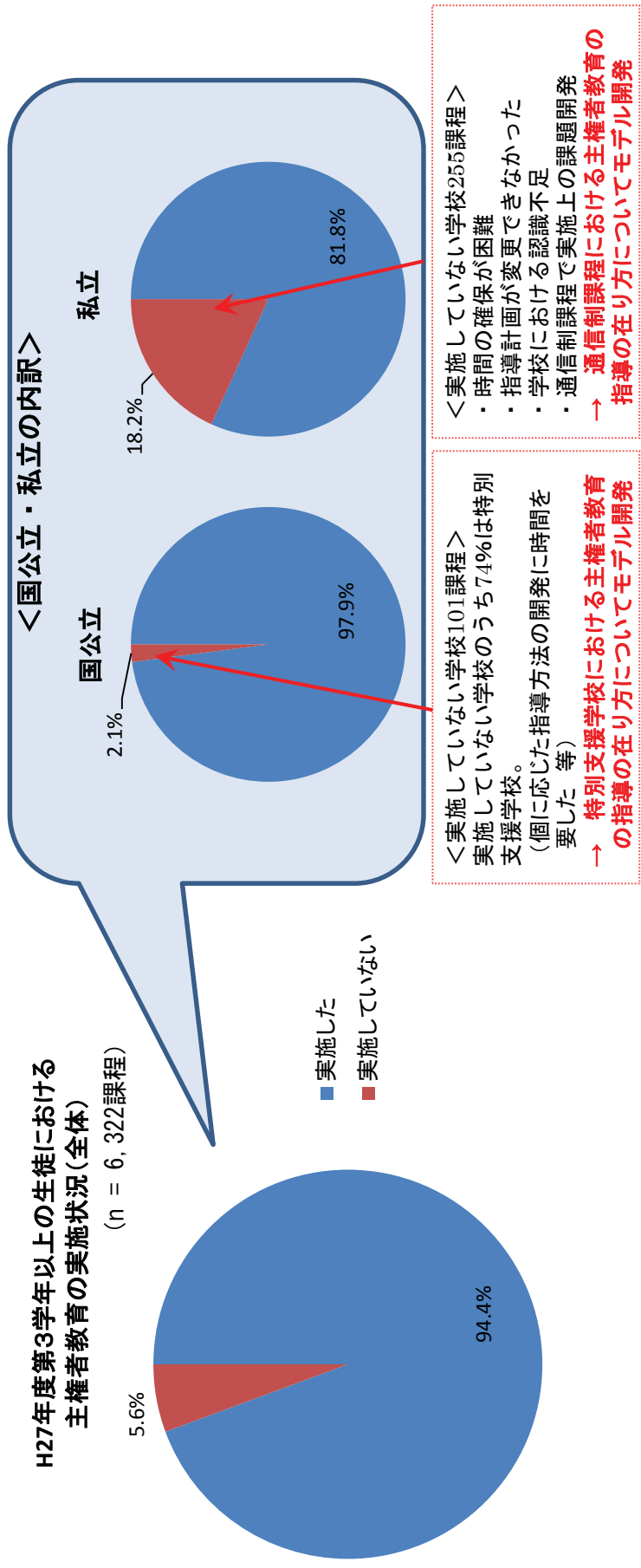
<上位5項目> ※複数回答

①学校で模擬選挙を体験する 23.1%  
②学校で選挙や政治に関するディベートや話し合いを行う 16.8%  
③議員や政党の関係者に来てもらって政治の話聞く 13.3%  
④学校や地域の課題等に関するディベートや話し合いを行う 11.9%  
⑤学校で選挙や政治に関する新聞記事を使った授業を受ける 11.7%

# 主権者教育(政治的教養の教育)実施状況調査について(概要)

## 1. 平成27年度第3学年以上生徒(卒業生など)の状況について

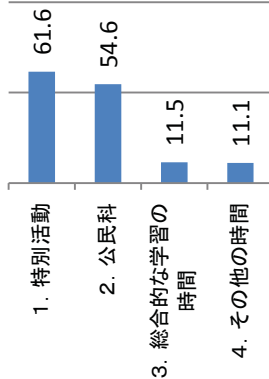
※ 平成28年4月～5月にかけて全国全ての高等学校、特別支援学校高等部を対象に調査を実施



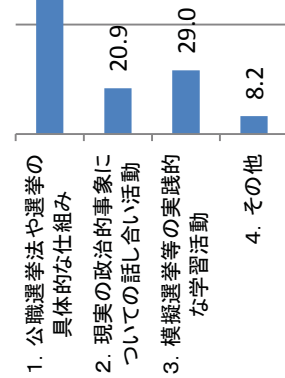
## ＜取組の内容について＞

※実施した課程全体における割合。いずれも複数回答可。

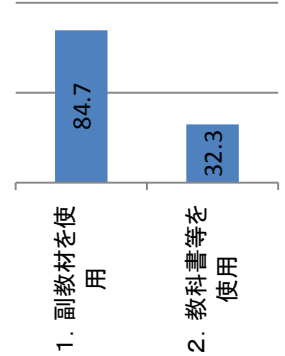
### ①実施した教科等



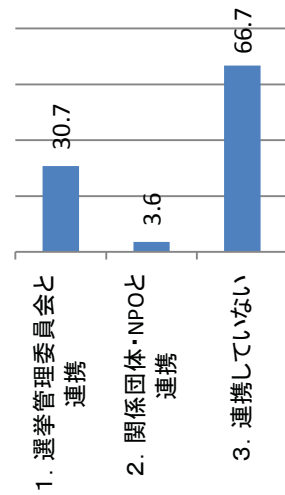
### ②具体的な指導内容



### ③教材の使用状況

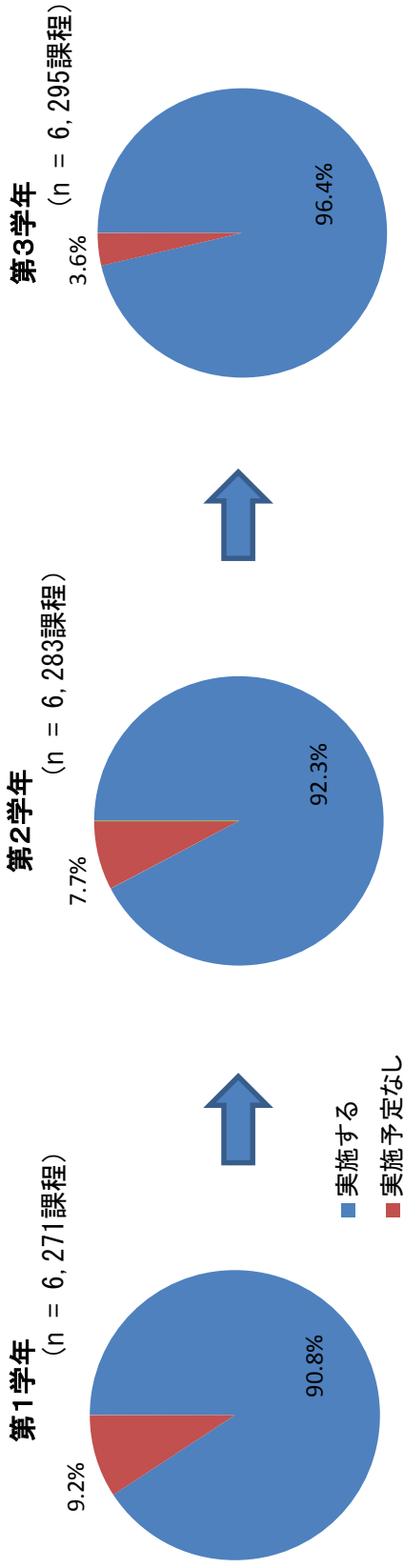


### ④指導に当たった際の連携状況



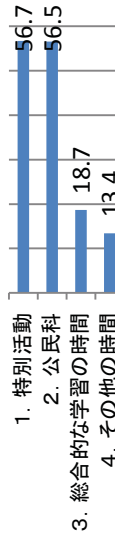
(単位：%)

## 2. 平成28年度在校生の計画について(平成28年4月時点の予定)

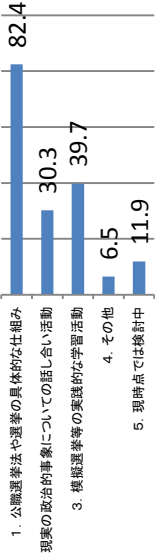
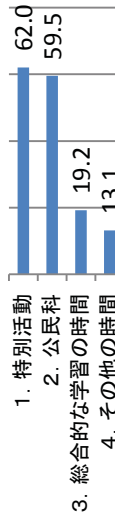
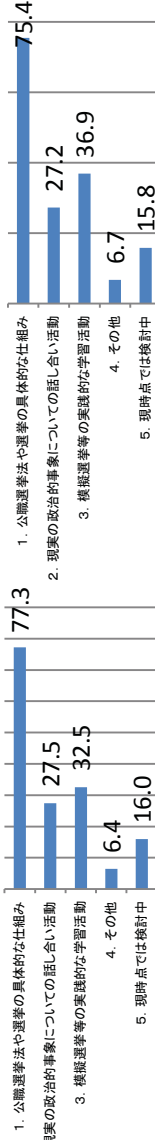


### <取組の内容について>

#### ①実施する教科等

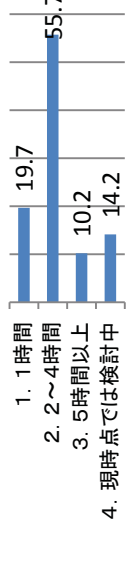
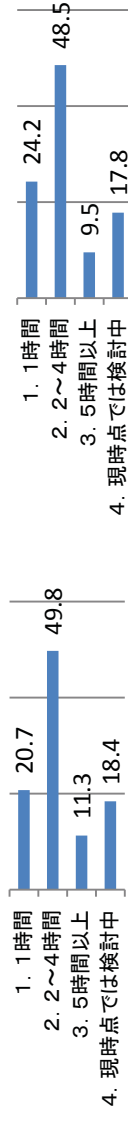


#### ②具体的な指導内容

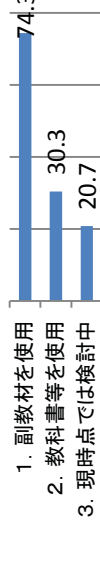
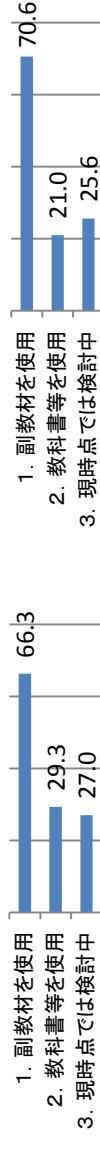


(単位: %)

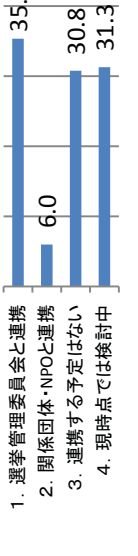
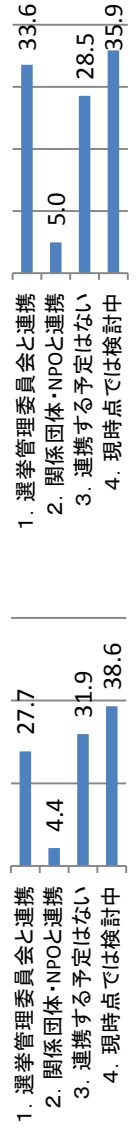
#### ③指導の時間数



#### ④教材の使用状況



#### ⑤指導に当たっての連携状況



※実施するとした課程全体における割合。③を除き複数回答可。

### 3. 教育委員会による支援について

- 全ての教育委員会において、高等学校の主権者教育を支援する取組を実施。
- 具体的には、方針の提示等や教員等に対する研修の実施をほぼ全ての教育委員会が実施するとともに、独自の教員向け資料や独自の生徒向け資料を作成している教育委員会もそれぞれ約32%、約17%見られる。
- 各都道府県における特徴ある取組としては、下記のような取組が見られる。
  - ・ 模擬選挙を行った上で、他の世代(お年寄り、子育て世代等)の立場にたった論議をグループでするなど多面的・多角的な考察を進める取組を行った学校。(東京都)
  - ・ 各家庭で政治的教養を育むためにどのようなことができるかを考える生徒と保護者が参加した学年行事を行った学校。(山梨県)
  - ・ 議事事務局と連携し、府議会議員(正副議長、広報委員会委員)を講師とする府議会主催の出前講座を実施し、議員による講義や高校生と議員による意見交換を行った学校。(大阪府)
  - ・ 専門家の知見を生かした講義(税務署の職員に消費税や軽減税率について出前講座)を受けた後、「軽減税率の導入」についてディベートを行った学校。(埼玉県)
  - ・ 大学と連携して主権者教育を実施。行政学を専攻する大学教授による講演と日本への留学生を含めたパネルディスカッションを実施。(札幌市)
  - ・ 弁護士会所属の3人が市長候補となって政見演説を行う模擬選挙を実施。投票後、弁護士及び選挙管理委員会職員が講評。(千葉市)
  - ・ 県外の大学生等の協力を得て、被選挙権年齢の引き下げの是非について討論型の授業を実施。(島根県)

「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の  
学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」（抜粋）

（中央教育審議会答申 平成28年12月21日）

（「主権者教育」「公共」関連部分抜粋）

## 第1部 学習指導要領等改訂の基本的な方向性

### 5. 現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力

（主権者として求められる資質・能力）

- 議会制民主主義を定める日本国憲法の下、民主主義を尊重し責任感をもって政治に参画しようとする国民を育成することは学校教育に求められる極めて重要な要素の一つであり、18歳への選挙権年齢の引下げにより、小・中学校からの体系的な主権者教育の充実を図ることが求められている。
- また、主権者教育については、政治に関わる主体として適切な判断を行うことができるようになることが求められており、そのためには、政治に関わる主体としてだけでなく広く国家・社会の形成者としていかに社会と向き合うか、例えば、経済に関わる主体（消費者等としての主体を含む）等として適切な生活を送ったり産業に関わったりして、社会と関わるができるようになることも前提となる。
- こうした主権者として必要な資質・能力の具体的な内容としては、国家・社会の基本原理となる法やきまりについての理解や、政治、経済等に関する知識を習得させるのみならず、事実を基に多面的・多角的に考察し、公正に判断する力や、課題の解決に向けて、協働的に追究し根拠をもって主張するなどして合意を形成する力、よりよい社会の実現を視野に国家・社会の形成に主体的に参画しようとする力である（別紙5参照）。これらの力を教科横断的な視点で育むことができるよう、教科等間相互の連携を図っていくことが重要である。
- これらの力を育てていくためには、発達段階に応じて、家庭や学校、地域、国や国際社会の課題の解決を視野に入れ、学校の政治的中立性を確保しつつ、例えば、小学校段階においては地域の身近な課題を理解し、その解決に向けて自分なりに考えるなど、現実の社会的事象を取り扱っていくことが求められる。
- その際、専門家や関係機関の協力を得て実践的な教育活動を行うとともに、現実の複雑な課題について児童生徒が課題や様々な対立する意見等を分かりやすく解説する新聞や専門的な資料等を活用することが期待される。
- また、主権者教育については、家庭・地域との連携が重要であり、例えば投票に対する親しみを持たせるために、公職選挙法改正により全国で可能となったいわゆる子連れ投票の仕組みを生かして保護者が児童生徒を投票所に同伴したり、児童生徒と地域の課題について話し合ったりすることや、地域の行事などで児童生徒が主体的に取り組む機会を意図的に創出していくことが期待される。



## 第2部 各学校段階、各教科等における改訂の具体的な方向性

### 2. 社会、地理歴史、公民

#### ②教育内容の改善・充実

##### i) 科目構成の見直し

(公民科の科目構成)

○ 公民科の科目構成を見直し、家庭科、情報科や総合的な探究の時間等と連携して、現代社会の諸課題を捉え考察し、選択・判断するための手掛かりとなる概念や理論を、古今東西の知的蓄積を踏まえて習得するとともに、それらを活用して自立した主体として、他者と協働しつつ国家・社会の形成に参画し、持続可能な社会づくりに向けて必要な力を育む共通必修科目としての「公共」を設置し、選択履修科目として「倫理」及び「政治・経済」を設置する。その際、現行の選択必修科目「現代社会」については、科目を設置しないこととする。

○ 共通必修科目である「公共」については、(1) ②で示した資質・能力を踏まえつつ、次の三つの大項目で構成する。

- ・ 第一には、自立した主体とは、孤立して生きるのではなく、他者との協働により国家や社会など公共的な空間を作る主体であるということを学ぶとともに、古今東西の先人の取組、知恵などを踏まえ、社会に参画する際の選択・判断するための手掛かりとなる概念や理論を、また、公共的な空間における基本的原理(民主主義、法の支配等)を理解し、以降の大項目の学習につなげることが適当である。
- ・ 第二には、小・中学校社会科で習得した知識等を基盤に、第一で身に付けた資質・能力を活用して現実社会の諸課題を、政治的主体、経済的主体、法的主体、様々な情報の発信・受信主体として自ら見いだすとともに、話し合いなども行い考察、構想する学習を行うことが適当である。

その際、例えば、政治参加、職業選択、裁判制度と司法参加、情報モラルといった各主体ならではの題材を取り上げるとともに、指導のねらいを明確にした上で、各主体の相互の有機的な関連が求められる。例えば、財政と税、消費者の権利や責任、多様な契約などの題材を取り扱うことが適当である。

また、これらの主体となる個人を支える家族・家庭や地域等にあるコミュニティを基盤に、自立した主体として社会に参画し、他者と協働することの意義について考えさせることが求められる。

- ・ 第三には、前二つの学習を踏まえて、持続可能な地域、国家・社会、国際社会づくりに向けて、諸課題の解決に向けて構想する力、合意形成や社会参画を視野に入れながら、構想したことの妥当性や効果、実現可能性などを指標にして議論する力などを育むことをねらいとして、現実社会の諸課題、例えば、公共的な場づくりや安全を目指した地域の活性化、受益と負担の均衡や世代間の調和が取れた社会保障、文化と宗教の多様性、国際平和、国際経済格差の是正と国際協力などを探究する学習を行う構成とすることが適当である。

また、これを発展的に学習する選択履修科目として「倫理」、「政治・経済」を位置付ける。

- なお、これらの地理歴史科や公民科の各科目においては、特定の事柄を強調しすぎたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げたりするなど、偏った取扱いにより、生徒が多面的・多角的に考察し、事実を客観的に捉え、公正に判断することを妨げるものがないよう留意するとともに、客観的かつ公正な資料に基づいて指導するよう留意することが必要である。

## ii) 教育内容の見直し

- 社会に見られる課題を把握して、その解決に向けて構想する力を養うためには、現行学習指導要領において充実された伝統・文化等に関する様々な理解を引き続き深めつつ、将来につながる現代的な諸課題を踏まえた教育内容の見直しを図ることが必要である。具体的には、日本と世界の生活・文化の多様性の理解や、地球規模の諸課題や地域的な諸課題の解決について、例えば、我が国の固有の領土について地理的な側面や国際的な関係に着目して考えるなど、時間的・空間的など多様な視点から考察する力を身に付けるなどのグローバル化への対応、持続可能な社会の形成、情報化等による産業構造の変化やその中での起業、防災・安全への対応や周囲が海に囲まれ、多くの島々からなる海洋国家である我が国の国土の様子、主権者教育において重要な役割を担う教科として選挙権年齢の18歳への引き下げに伴い財政や税、社会保障、雇用、労働や金融といった課題への対応にも留意した政治参加、少子高齢化等による地域社会の変化などを踏まえた教育内容の見直しを図ることが必要である。
- 小学校社会科においては、世界の国々との関わりや政治の働きへの関心を高めるよう教育内容を見直すとともに、自然災害時における地方公共団体の働きや地域の人々の工夫・努力等に関する指導の充実、少子高齢化等による地域社会の変化や情報化に伴う生活や産業の変化に関する教育内容を見直すなどの改善を行う。
- 中学校社会地理的分野においては、「世界の諸地域の学習」において地球規模の課題等を主題として取り上げた学習を充実させるとともに、防災・安全教育に関して空間情報に基づく危険の予測に関する指導を充実させるなどの改善を行う。

同じく歴史的分野においては、我が国の歴史的事象に間接的な影響を与えた世界の歴史の学習についても充実させるとともに、民主政治の来歴や人権思想の広がりなどの動きを取り上げるなどの改善を行う。

更に公民的分野においては、防災情報の発信・活用に関する指導、情報化など知識基盤社会化による産業や社会の構造的な変化やその中での起業に関する扱い、選挙権年齢引き下げに伴う政治参加等に関する指導を充実させるなどの改善を行う。

## 主権者教育で育成を目指す資質・能力

- 主権者教育で育成をめざす資質・能力を「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力・人間性等」の三つの柱に沿って整理すると、以下のようになると考えられる。

### (知識・技能)

- ・ 現実社会の諸課題（政治、経済、法など）に関する現状や制度及び概念についての理解
- ・ 調査や諸資料から情報を効果的に調べまとめる技能

### (思考力・判断力・表現力)

- ・ 現実社会の諸課題について、事実を基に多面的・多角的に考察し、公正に判断する力
- ・ 現実社会の諸課題の解決に向けて、協働的に追究し根拠をもって主張するなどして合意を形成する力

### (学びに向かう力・人間性等)

- ・ 自立した主体として、よりよい社会の実現を視野に国家・社会の形成に主体的に参画しようとする力

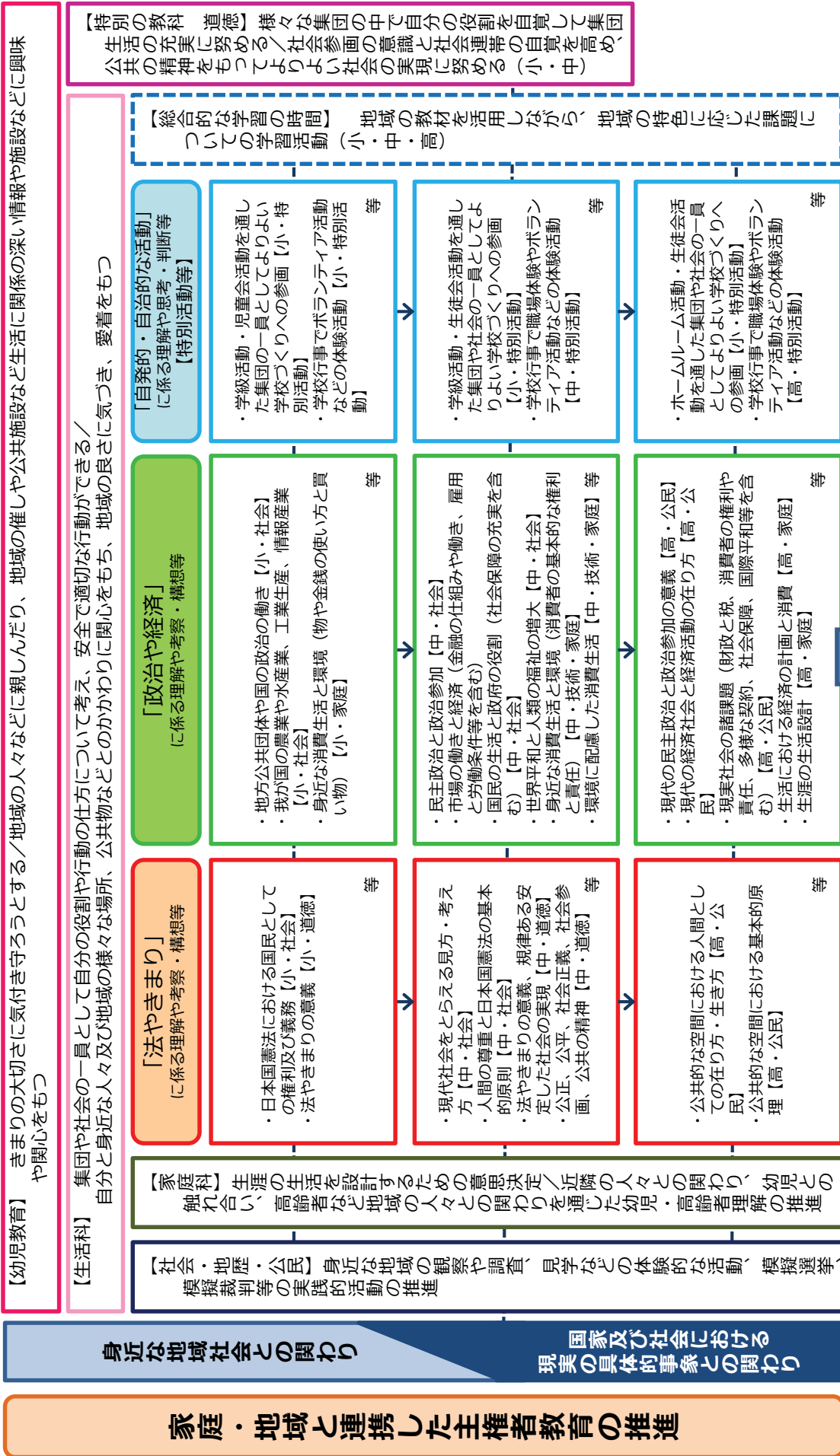
### ※ 主権者教育の目的(主権者教育の推進に関する検討チーム最終まとめ(平成28年6月))

「主権者教育の目的を、単に政治の仕組みについて必要な知識を習得させるにとどまらず、主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一人として主体的に担うことができる力を身に付けさせる」ものとされている。

# 主権者として必要な力を育む教育のイメージ

## 教科等横断的な視点から教育課程を編成

＜主権者として必要な資質・能力＞  
 社会の基本原理となる法やきまりについての理解を前提に、政治的主体、経済的主体等やその権合的な主体に必要な知識を習得させるのみならず、事実を基に多面的・多角的に考察し、公正に判断する力や、課題の解決に向けて、協働的に追究し根拠をもって主張するなどして合意を形成する力、よりよい社会の実現を視野に国家・社会の形成に主体的に参画しようとする力



国家及び社会の形成者として主体的に参画しようとする資質・能力の育成

# 高等学校学習指導要領における「公共」の改訂の方向性

## 新必修教科目「公共」

- 現代社会の諸課題を捉え考察し、選択・判断するための手掛かりとなる概念や理論の理解、及び諸資料から、倫理的、政治的、経済的、法的、様々な情報の発信・受信主体等となるために必要な情報を効果的に収集する・読み取る・まとめる技能
- 選択・判断するための手掛かりとなる考え方や公共的な空間における基本的原理を活用して、現代の社会的現象や現実社会の諸課題の解決に向けて、事実を基に協働的に考察し、合意形成や社会参加を視野に入れながら構想したことを、妥当性や効果、実現可能性などを指標にして論拠を基に議論する力
- 現代社会に生きる人間としての在り方生き方についての自覚、我が国及び国際社会において国家及び社会の形成に積極的な役割を果たそうとする自覚 など

「人間と社会の在り方についての見方・考え方」を働かせて、右の資質能力を育む

考えられる学習活動の例

討論、ディベート、模擬選挙、模擬投票、模擬裁判、インターネットの事前・事後の学習 など

関係する専門家・機関

選挙管理委員会、消費者センター、弁護士、NPO など

※ 「公共」においては、教科目標の実現を見通した上で、キャリア教育の観点から、特別活動などと連携し、経済、法、情報発信などの主体として社会に参画する力を育む中核的機能を担うことが求められる。  
 ※ 取り上げる事象については、生徒の考えが深まるよう様々な見解を提示することなどが求められる。その際、特定の事柄を強調しすぎたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げたりするなど、特定の見方や考え方に偏った取扱いにより、生徒が多面的・多角的に考察し、事実を客観的に捉え、公正に判断することを妨げることを避けること。また、客観的かつ公正な資料に基づいて指導するよう留意すること。

## (1) 「公共」の扉

「グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の有為な形成者」を育成

⇒ 自立した主体とは、孤立して生きるのではなく、他者との協働により国家や社会など公共的な空間を作る主体であることを学ぶとともに、選択・判断するための手掛かりとなる概念や理論、公共的な空間における基本的原理を理解し、(2)、(3)の学習の基盤を養う。

### ア 公共的な空間を作る私たち

### 倫理的主体となる私たち

⇒ 今まで受け継がれてきた蓄積や先人の取組、知恵などを踏まえ、①「様々な立場や文化等を背景にして社会が成立していること」、②「自立した主体とは何か」を問い、自らを成長させることや、対話を通じてお互いを理解し高め合うこと」の両者によって公共的な空間を作り出していくことについて学ぶ。

### イ 公共的な空間における人間としての在り方生き方

⇒ 社会に参画し、他者と協働する倫理的主体として、行為の善さを個人が判断するための手掛かりとなる、①「その行為の結果である、個人や社会全体の幸福を重視する考え方」②「その行為の動機となる人間の責務としての公正なことを重視する考え方」について理解させる。その際、行為の結果について、多面的・多角的に考えていくことが重要であることなどの留意点についても指導する。

### ウ 公共的な空間における基本的原理

⇒ 個人と社会との関わりにおいて、個人の尊重を前提に、人間の尊厳と平等、協働の利益と社会の安定性の確保をともに図ることなどの公共的な空間における基本的原理について理解させる。その際、民主主義、法の支配、自由・権利と責任・義務、相互承認などを取り上げる。

## (2) 自立した主体として国家・社会の形成に参画し、他者と協働するために

⇒ 小・中学校社会科で習得した知識等を基盤に、(1)で身に付けた選択・判断の手掛かりとなる考え方や公共的な空間における基本的原理等を活用して現実社会の諸課題を自ら見出し、考察、構想するとともに、協働の必要理由、協働を可能とする条件、協働を阻害する要因などについて考察を深める。その際、公共的な空間を支える様々な制度の改善を通じてよりよい社会を築く自立した主体として生きるために必要な知識・技能、思考力・判断力・表現力及び態度を養い、(3)の学習が効果的に行われるよう課題意識の醸成に努めるようにする。

### ア 政治的主体となる私たち

### イ 経済的主体となる私たち

<題材の例>

職業選択、金融の働き、経済のグローバル化と相互依存関係の深まり…

政治参加、世論の形成、地方自治、国家主権(領土を含む)、国際貢献…

財政と税、社会保障、市場経済の機能と限界、雇用、労働問題(労働関係法を含む)…

裁判制度と司法参加…

多様な契約、メディア、情報リテラシー、男女共同参画…

(ア～エのうち二つ、あるいは三つが複合的に関連し合う題材を取り扱うことが考えられる)

消費者の権利や責任、契約…

情報モラル…

※ 様々な主体となる個人を支える家族・家庭や地域等にあるコミュニティ

⇒ 世代間協力・交流、自助・共助・公助等による社会的基盤の強化

### ウ 法的主体となる私たち

### エ 様々な情報の発信・受信主体となる私たち

## (3) 持続可能な社会づくりの主体となるために

⇒ (1)で身に付けた選択・判断の手掛かりとなる考え方や公共的な空間における基本的原理等を活用するとともに、(2)で行った課題追究的な学習で扱った現実社会の諸課題への関心を一層高め、個人を起点として、自立、協働の観点から、今まで受け継がれてきた蓄積や先人の取組、知恵などを踏まえつつ多様性を尊重し、合意形成や社会参加を視野に入れながら持続可能な地域、国家・社会、国際社会づくりに向けた役割を担う主体となることについて探究を行う。

### ア 地域の創造への主体的参画

### イ よりよい国家・社会の構築への主体的参画

### ウ 国際社会への主体的参画

<題材の例> 公共的な場づくりや安全を旨とした地域の活性化、受益と負担の均衡や世代間の調和がとれた社会保障、文化と宗教の多様性、国際平和、国際経済格差の是正と国際協力… などについて探究

家族・家庭、生涯の生活の設計や消費生活等に関する個人を起点とした自立した主体となる力を育む(家庭科、横断的・総合的な学習や探究的な学習を行う総合的な探究の時間など)と連携